

(資料) 日本における刑事再審法制改革の動き

大場 史朗

目次

はじめに

1. 現行刑事再審法の沿革
2. 刑事再審法制改正の動き
3. 刑事再審法案の比較対照表

はじめに

誤った裁判を是正し、再発を防止することは洋の東西を問わず、刑事司法のもっとも重要なテーマの一つである。誤判の再発防止のためには誤判を検証し、誤判の要因を分析し、その分析に従って刑事手続を改善することが欠かせないが、この作業には大きく分けて二つの行き方がありうる。一つ目は、既存の制度又は手続を前提とした改善策を考えるとということである。この作業は、従来、主として解釈論のレベルで試みられてきた。たとえば、「新規性」や

「明白性」の解釈論（いわゆる全面的総合評価説の採用など）、<sup>①</sup>「証拠構造論」の展開などがそれである。これらの行き方は当然ながら既存の制度を前提とした実務に受け入れやすいものといえる。

もう一つは、既存の制度そのものに誤判の要因を求め、制度そのものを改革するという方策である。日本では虚偽告白が大きな誤判原因とされたことから、とりわけ捜査・公判における弁護権の強化という観点から制度そのものの問題性が問われることが多かったように思われる。<sup>②</sup>たとえば、告白の強要を防止するための起訴前弁護の充実（近年では取調べの可視化の強化）、証拠開示の拡大などの提案がそれである。他方、海外では誤判事例をきっかけとして、再審法自体にもドラスティックな改革が試みられているが、<sup>③</sup>日本には現時点でそのような動きは乏しい。しかし、本質的な誤判の是正を考えた場合、旧刑法の再審規定を引き写したかのような現行再審法の改正は不可避であるように思われる。そして、新しい再審法を策定する場合、これまでわが国においてどのような再審法改正の動きが存在したかを整理しておくことは、その意義と限界を理解するうえでそれなりに重要な作業であると思われる。

本資料は、このような問題意識のもと、現行再審法の沿革から説き起こし、日本におけるこれまでの刑事再審法改正の動きを時系列ごとに整理したものである（なお、法案の原文の引用は再審に直接関係するものに限った。刑事補償法については直近のものに限った）。

## 1. 現行刑事再審法の沿革

制定過程において、不利益再審の廃止を除き、現行の再審規定が根本的に検討された形跡は存在しない（したがっ

て再審規定自体は制定過程においてほぼ同様の規定である)。もともと、再審という非常救済手続と、控訴・上告という通常救済手続と合わせてみていくと、現行の再審規定が根本的に検討されなかつた理由も推測できるように思われる。

(1) 日本側第一次案(日本国憲法施行前)

日本国憲法施行前の日本側案(ここでは、刑訴法改正案第四次案を取り上げる。これを便宜上「第一次案」という)における上訴規定は以下の通りである(主なものに限る。以下同じ<sup>3)</sup>)。依然として旧法の覆審としての上訴を採用し、さらに特別上告の制度を採用しているのが特筆される。再審規定については、管轄の規定を除けば、ほぼ現行再審法の枠組みは固まっている。

○日本側第一次案の上訴規定

第四百三十三條(三九四)

控訴は、簡易裁判所又は地方裁判所のした第一審の判決に対してこれを行うことができる。

…中略…

第四百四十八條(四〇八、四〇九、四一一、四一五)

左の場合には、高等裁判所がした第二審又は第一審の判決に対しては最高裁判所に、地方裁判所がした第二審の判決に対しては高等裁判所に、それぞれ上告をすることができる。

一 判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについて不当な判断をしたことを理由と

するとき

二 前号の場合を除く外、法令の違反を理由とするとき

三 判決があつた後刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたことを理由とするとき

前項第二号の場合において、法令の違反が判決に影響を及ぼさないことが明かなときは、これを上告の理由とすることができない。

#### 第四百四十九條（四一六、四一七）

判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについて不当な判断をしたことを理由とする場合には、簡易裁判所又は地方裁判所がした第一審の判決に対しては高等裁判所に、それぞれ控訴をしないで、上告をすることができる。

前項の上告は、控訴の申立てがあつたときは、その効力を失う。但し、控訴の取下又は控訴棄却の判決があつたときにはこの限りではない。

#### 第四百五十二條の二

高等裁判所が上告裁判所である場合に、法令の同一の点について前に最高裁判所又は上告裁判所たる高等裁判所がした判決と相反する意見があるときは、決定で事件を最高裁判所に移送しなければならない。

高等裁判所が上告裁判所である場合に、前項の規定による外特に最高裁判所の裁判を必要とするものと認めるときは、決定で事件を最高裁判所に移送することができる。

前二項の決定があつたときは、訴訟は、上告をしたときから最高裁判所に係属したものとみなす。

第四百七十八條の二

高等裁判所が上告裁判所としてした判決に対しては、判決が憲法に違反したことを理由とする場合に限り、更に最高裁判所に特別上告をすることができる。

特別上告は、判決の確定を妨げる効力を有しない。但し、最高裁判所は、特別上告があつたときは決定で刑の執行を停止することができる。

○日本側第一次案の再審規定  
第五百八條（四八五）

再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

- 一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が、確定判決によつて偽造又は変造であつたことが証明されたとき
- 二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が、確定判決によつて虚偽であつたことが証明されたとき。
- 三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が、確定判決によつて証明されたとき。但し、誣告によつて有罪の言渡を受けたときに限る。
- 四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判によつて変更されたとき
- 五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪によつて有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき又は無効の判決があつたとき
- 六 有罪の言渡を受けた者に対して、無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い

渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認むべき明らかな証拠をあらたに発見したとき

七 原判決若しくは前審の判決に関与した裁判官、第三百三十四條第一項第二号の決定に関与した裁判官、公訴の提起に関与した検察官若しくは原判決若しくは前審の判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官、検察官若しくは司法警察官吏が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決によつて証明されたとき。但し、原判決をする前に、裁判官、検察官又は司法警察官吏に対して公訴の提起があつた場合には原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

#### 第五百九條（四八七）

再審の請求は、左の場合において、控訴を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 前條第一号又は第二号に規定する理由があるとき

二 原判決に関与した裁判官について前條第七号に規定する理由があるとき

第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について、再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

#### 第五百十條（四八八）

再審の請求は、左の場合において、上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 第四百六十六條の規定により取り調べた事実について、第五百八條第一号又は第二号に規定する理由があるとき

二 原判決に関与した裁判官について、第五百八條第七号に規定する理由があるとき

第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について、再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない

第五百十一條（四八九）

第五百八條乃至前條の規定に従い確定判決により犯罪が証明されたことを再審の理由とすべき場合に、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して、再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第五百十二條（四九〇）

再審の請求は、特別の定のある場合を除いては、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第五百十三條（四九〇）

簡易裁判所の確定判決に対する再審の請求は、その裁判所を管轄する地方裁判所がこれを管轄する。

第五百十四條（四九二）

判決の一部が第二審で確定し、その部分に対する再審の請求については再審開始の決定があつたときは、第一審で確定した部分に対する再審の請求は、控訴裁判所がこれを管轄する。

判決の一部が上告審で確定し、その部分に対する再審の請求について再審開始の決定があつたときは、第一審又は第二審で確定した部分に対する再審の請求は、上告裁判所がこれを管轄する。

第五百十五條（四九二）

左に掲げる者は、再審の請求をすることができる。

一 管轄裁判所に対する検察庁の検察官

二 有罪の言渡を受けた者

三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人

四 有罪の言渡を受けた者が死亡し又は心神喪失の状態にある場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第五百八條第七号、第五百九條第一項第二号又は第五百十條第一項第二号に規定する理由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければ、これを行うことができない。

第五百十六條（四九三）

検察官以外の者が再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまで、その効力を有する。

第五百十七條（四九四）

再審の請求は、刑の執行が終り又はその執行を受けることがないようになったときでも、なほ、これを行うことができる。

第五百十八條（四九六）

再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所は、検察官の意見を聴き、決定で、再審の請求についての裁判があるまで、刑の執行を停止することができる。

第五百十九條（四九七）

再審の請求をするには、その趣意書に原判決又は原判決を記載した調書の謄本、証拠書類及び証拠物を添えて、これを管轄裁判所に差出さなければならない。



第五百二十條（四九八）

再審の請求は、これを取り下げることができる。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつて、更に再審の請求をすることができない。

第五百二十一條（四九九）

第四百二十四條、第四百三十條及び第四百三十二條の規定は、再審の請求及びその取下について、これを準用する。

第五百二十二條（五〇〇）

第五百十四條第一項の場合において、第一審裁判所が、控訴裁判所の再審開始の決定がある前に再審の請求を受けたときは、決定で、事件を控訴裁判所に送致しなければならない。

第五百十四條第二項の場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が、上告裁判所の再審開始の決定がある前に再審の請求を受けたときは、決定で、事件を上告裁判所に送致しなければならない。

第五百二十三條（五〇一、五〇二）

第一審の確定判決と控訴を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、控訴裁判所は、決定で、第一審裁判所の訴訟手続が終るまで、訴訟手続を停止しなければならない。

第一審又は第二審の確定判決と上告を棄却した判決とに対して再審の請求があつたときは、上告裁判所は、決定で、第一審裁判所又は控訴裁判所の訴訟手続が終るまで、訴訟手続を停止しなければならない。

第五百二十四條（五〇三）

再審の請求を受けた裁判所は、必要がある場合には、合議体の一員をして再審の理由について事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にその取調を囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受

託裁判官は、受訴裁判所又は、裁判長と同一の権限を有する。

受命裁判官又は受訴裁判官は、必要と認めるときは、検察官及び弁護人をして前項の取調に立ち合せることができる。

受命裁判官又は受訴裁判官は、取調の結果について報告しなければならない。

#### 第五百二十五條（五〇四）

再審の請求が法律上の方式に違反し又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定で、これを棄却しなければならない。

#### 第五百二十六條（五〇五）

再審の請求が理由のないときは、決定で、これを棄却しなければならない。

前項の決定があつたときは、同一の理由によつては、再審の請求をすることができない。

#### 第五百二十七條（五〇六）

再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

再審開始の決定をしたときは、決定で、刑の執行を停止することができる。

#### 第五百二十八條（五〇七、五〇八）

第五百二十三條第一項の場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で、再審の請求を棄却しなければならない。

第五百二十三條第二項の場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で、再審の請求を棄却しなければならない。

第五百二十九條(五〇九)

再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。第五百十五條第一項第三号に掲げる者が請求をした場合には、なお、有罪の言渡を受けた者の意見を聴かなければならない。

第五百三十條(五一〇)

第五百二十五條、第五百二十六條第一項、五百二十七條第一項又は五百二十八條第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第五百三十一條(五一一、五二二)

裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第五百二十二條及び第五百二十八條の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。但し、左の場合には、第三百七十三條及び第三百八十八條第一項第二号の規定は、これを適用しない。

一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がなされたとき。

二 有罪の言渡を受けた者のために再審の請求がなされた場合に、その者が再審の判決がある前に、死亡し又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

前項但書の場合には、被告人の出頭を待たずに、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することができない。

第一項但書の場合に、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第四十八條及び第四十九條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

## 第五百三十二條(新)

前條の規定により更に審判をした場合には、刑の言渡しをしたときでも訴訟費用は、第二百二十七條第一項の規定にかかわらず、被告人にこれを負担させないことができる。

## 第五百三十三條(五一四)

再審では、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

## 第五百三十四條(五一五)

再審で無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。」

## (2) 刑訴応急措置法の規定

日本国憲法施行と同時に施行された刑訴応急措置法は、再審に関する規定をたった一条置いたにすぎなかった。

「第二十条 被告人に不利益な再審は、これを認めない。」

## (3) 日本側第二次案(日本国憲法施行後)

日本国憲法施行後の日本側案(刑訴法改正案第九次案。これを便宜上「第二次案」という。日本側の最終案である)における上訴規定は以下の通りである(再審規定は現行法とほぼ同様の<sup>5)</sup>ため割愛する)。第一次案と同様に、旧法の覆審としての上訴を採用し、特別上告の制度を採用しているのが特筆される。

○日本側第二次案の上訴規定

第三百十六条 控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に対してこれを行うことができる。

…中略…

第三百三十条 上告は、高等裁判所がした第二審又は第一審の判決に対しては最高裁判所に、地方裁判所がした第二審の判決に対しては高等裁判所にこれを行うことができる。

第三百三十一条 上告は、第三百三十四条に規定する場合を除いては、法令の違反を理由とするときに限り、これを行うことができる。

第三百三十二条 左の場合には、常に上告の理由があるものとする。

- 一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたとき。
- 二 法令により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したとき。
- 三 不法に管轄又は管轄違を認めたととき。
- 四 不法に公訴を受理し、又これを棄却したとき。
- 五 審判の公開に関する規定に違反したとき。
- 六 特別の定のある場合を除いて、被告人が出頭しないのに審判をしたとき。
- 七 法律により弁護人を要する事件又は決定で弁護人を附した事件につき弁護人が出頭しないのに審理したとき。
- 八 不法に弁護権の行使を制限したとき。
- 九 審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をしたとき。
- 十 判決に理由を附せず、又は理由に不備があるとき。

十一 判決に示すべき判断を遺脱したとき。

第三百三十三条 前条の場合を除いては、法令の違反が判決に影響を及ぼさないことが明らかなきときは、これを上告の理由とすることはできない。

資  
第三百三十四条 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたときは、これを上告の理由とすることができる。

第三百三十五条 判決によつて定まつた被告事件の事実について法令を適用せず、又は不当に法令を適用したことを理由とする場合には、地方裁判所がした第一審の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁判所がした第一審の判決に対しては高等裁判所に、控訴をしないで、上告をすることができる。

前項の上告は、控訴の申立てがあつたときは、その効力を失う。但し、控訴の取下又は控訴棄却の判決があつたときにはこの限りではない。

…中略…

第三百五十九条 高等裁判所が上告審としてした判決に対しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合に限り、最高裁判所に更に上告することができる。但し、事件を差し戻し、又は移送する判決に対しては、この限りではない。

#### (4) 日本側の改革案

上記の日本側第二次案をもとに日本側とGHQ側が協議することになったが、協議が相当に進捗した五月一日に、最高裁判所側から下記のような上訴制度の改革についての提案がなされた。その提出理由は、大要、次のとおりであ

る。<sup>5)</sup>

「今回の改革案によって今後の刑事裁判は第一審がきわめて町重になり、公判中心主義で証拠も十分に調べることになった。それだけに裁判所の負担も重くなったと思う。負担を軽減するためには上告、控訴の負担を軽くして第一審に重点を置くことと致したい。これが上告控訴制限の根本思想である。

次に今後日本の国力が回復すれば、陪審制度になると思う。そうすれば事実審は一回でよくなる。現在の最高裁判所は行政事務も行っており極めて負担過重になっている。これを軽減するためにもこの案を考えたのである。この様な理由で事実審は一審としたのであるが、然し誤があることは考え得るから別の方法で救済の途を開くこととした。特別の場合には控訴審にも事実審を認めた。

なお、この案は、最高裁判所の裁判官会議の議決を経ていない。事務局と委員だけの考である。この委員会で見解を承って変えるところがあれば変えることといたしたい。」

日本側の改革案は日本側第二次案に比して、上訴の理由を著しく制限しているのが特筆される。この提案に対して、GHQ側から補足的な提案があり、上訴規定の大体の方向性が決まった。

○上訴制度改革についての提案（最高裁判所提出）

第一審

- 一 事実審は第一審のみとすること。
  - 二 簡易裁判所の管轄を次のようにすること。
- (一) 拘留又は科料にあたる罪に係る事件

(二) 罰金刑にあたる罪又は選択刑として罰金<sup>が</sup>定められている罪に係る事件(但し、略式命令の請求があった事件で、これを発するの場合に限る)

(原註) 検察官又は司法警察職員の請求による逮捕状、勾留状、差押搜索及び検証に関する令状の発付はすべて簡易裁判所判事がこれをするものとする。

(三) 地方裁判所の管轄は、拘留又は科料にあたる罪に係る事件及び高等裁判所が第一審として管轄権を有する事件以外の事件とすること。

### 控訴審

一 第一審の判決に対して控訴をすることができるのは、原則として法令の違反を理由とする場合に限ること。但し、次の事由があるときもこれを認めること。

(一) 刑の量定が甚だしく不当であると認められる顕著な事由があるとき

(二) 再審の請求をすることができる場合にあたる事由があるとき

(三) 重大な事実の誤認があることを疑うに足りる顕著な事由があるとき

(四) 判決があった後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があったとき

二 控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項に限り調査を行うものとする。但し、次の場合には職権を以て調査することができるものとする。

(一) 裁判所の管轄、公訴の受理、原判決により確定された事項に対する法令の適用の当否及び判決のあった後における刑の廃止、変更又は大赦

(二) 一の(一)乃至(三)に規定する事由



三 控訴裁判所は事実の確定に影響を及ぼすべき法令の違反があると認めるとき及び一の(二)乃至(四)に規定する事由があると認めるときは、原判決を破棄し、自ら事実の審理及び裁判をし、又は事件を下級の裁判所に差戻又は移送することができるものとする。

四 控訴裁判所は、自ら事実の審理をする場合は、第一審の公判手続に従うものとする。

五 控訴は、すべて高等裁判所が管轄するものとする。

#### 上告審

一 上告は第二審の判決に対して、最高裁判所にこれを行うことができるものとする。

二 上告は、憲法違反を理由とする場合に限りこれを行うことができる。但し、事件を差し戻し、又は移送する判決に対してはこの限りではないものとする。

判決に影響を及ぼさないことが明らかなきは、憲法違反があつても、上告の理由となし得ないものとする。

三 憲法その他法令の解釈が、前に最高裁判所とした裁判、上告裁判所である高等裁判所(本提案施行後は控訴審である高等裁判所)又は大審院若しくは上告裁判所である控訴院のした判決に反するときは、これを上告の理由とすることができるものとする。

四 上告裁判所は、上告趣意書に包含された事項に限り、調査をするものとする。但し、上告裁判所は著しく正義に反する事由があると認めるときは、職権で原判決を破棄することができるものとする。

五 上告審は、最高裁判所のみがこれを取り扱うものとする。

(5) 小括

以上のように、現在の再審規定が旧法のまま温存された理由として、①不利益再審の廃止で憲法上の要求が満たされたことと理解されたこと、②当時の裁判所の都合で通常の救済手続である上訴に制限をかけて救済の幅を狭めた当然の結果として、非常救済手続である再審規定の整備に対する動機づけが働かなかつたこと、③現行刑訴法の策定過程ではすでに日本国憲法が施行されており、憲法施行下での策定作業においては憲法違反の手続が観念されなかつた（観念され難かつた）結果、再審事由にも憲法的観点が必要となつたことなどが考えられる。また、刑事訴訟法の性急な制定日程も一因といえる。

旧刑訴法		現行刑訴規則の対照表	
第5編再審	第4編再審	第5編再審	第5編再審
<p>四八五条【利益のための再審事由】 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ有罪ノ言渡ヲ為シタル確定判決ニ対シテ、其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ為ニ、之ヲ為スコトヲ得</p> <p>一 原判決ノ憑拠ト為リタル証拠書類又ハ証拠物確定判決ニ因リ偽造又ハ変造ナリシコト証明セラレタルトキ</p> <p>二 原判決ノ憑拠ト為リタル証言、鑑定、通訳又ハ翻訳確定判決ニ因リ虚偽ナリシコト証明セラレタルトキ</p>	<p>四三五条【再審を許す判決・再審の理由】 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができらる。</p> <p>一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。</p> <p>二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。</p>		

旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>三 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ誣告シタル罪確定判決ニ因リ証明セラレタルトキ但シ誣告ニ因リ有罪ノ言渡ヲ受ケタルトキニ限ル</p> <p>四 原判決ノ憑拠トナリタル通常裁判所又ハ特別裁判所ノ裁判確定裁判ニ因リ變更セラレタルトキ</p> <p>五 特許権、実用新案権、意匠権又ハ商標権ヲ害シタル罪ニ因リ有罪ノ言渡ヲ為シタル事件ニ付其ノ権利ノ無効ノ審決確定シタルトキ又ハ無効ノ判決アリタルトキ</p> <p>六 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ対シテ無罪若ハ免訴ヲ言渡シ、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ対シテ刑ノ免除ヲ言渡シ又ハ原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル証拠ヲ新ニ発見シタルトキ</p> <p>七 原判決若ハ前審ノ判決若ハ其ノ判決ノ基礎ト為リタル取調ニ関与シタル判事、予審終結決定若ハ其ノ基礎ト為リタル取調ニ関与シタル判事、公訴ノ提起若ハ其ノ基礎ト為リタル捜査ニ関与シタ檢察官又ハ第二百五十五條ノ規定ニ依リ公訴提起ノ基礎ト為リタル処分ヲ為シタル判事被告事件ニ付職務ニ関スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ証明セラレタルトキ但シ原判決ヲ為ス前判事又ハ檢察官ニ対シテ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ原判決ヲ為シタル裁判所其ノ事実ヲ知ラザリシトキニ限ル</p>	<p>三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。</p> <p>四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により變更されたとき。</p> <p>五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。</p> <p>六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認められた罪より輕い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。</p> <p>七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。</p>	

旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>四八六条【不利益のための再審事由】 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ有罪ノ言渡ヲ為スヘキ事件ニ付無罪若ハ免訴ノ言渡ヲ為シタル確定判決、刑ノ言渡ヲ為スヘキ事件ニ付刑ノ免除ノ言渡ヲ為シタル確定判決、相当ノ罪ヨリ輕キ罪ニ付有罪ノ言渡ヲ為シタル確定判決又ハ不法ニ公訴ヲ棄却シタル確定判決ニ對シテ之ヲ為スコトヲ得</p> <p>一 前条一號、第二號、第四號又ハ第七號ニ規定スル原由アルトキ</p> <p>二 死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ヲ犯シタル者無罪又ハ相当ノ罪ヨリ輕キ罪ニ付有罪ノ言渡ヲ受ケタル後裁判上又ハ裁判外ニ於テ其ノ事實ヲ陳述シタルトキ</p> <p>三 死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ヲ犯シタル者刑ノ免除若ハ免訴又ハ公訴棄却ノ言渡ヲ受ケタル後裁判上又ハ裁判外ニ於テ其ノ原由ナカリシコトヲ陳述シタルトキ</p> <p>四八七条【控訴棄却判決に対する再審】 ① 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ控訴ヲ棄却シタル確定判決ニ對シテ之ヲ為スコトヲ得</p> <p>一 第四百八十五條第一號又ハ第二號ニ規定スル原由アルトキ</p> <p>二 原判決又ハ其ノ基礎ト為リタル取調ニ関与シタル判事ニ付第四百八十五條第七號ニ規定スル原由アルトキ</p>	<p>四三六条【同前】 ① 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。</p> <p>一 前条第一號又は第二號に規定する事由があるとき。</p> <p>二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七號に規定する事由があるとき。</p>	

旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>② 第一審ノ確定判決ニ対シテ再審ノ請求ヲ為シタル事件ニ付再審ノ判決アリタル後ハ控訴棄却ノ判決ニ対シテ再審ノ請求ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>① 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ上告ヲ棄却シタル確定判決ニ対シテ之ヲ為スコトヲ得                      一 第四百三十五條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事実ニ付第四百八十五條第一号又ハ第二号ニ規定スル理由アルトキ                      二 原判決又ハ其ノ基礎ト為リタル取調ニ関与シタル判事ニ付第四百八十五條第七号ニ規定スル理由アルトキ</p> <p>② 第一審又ハ第二審ノ確定判決ニ対シテ再審ノ請求ヲ為シタル事件ニ付再審ノ判決アリタル後ハ上告棄却ノ判決ニ対シテ再審ノ請求ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>四八九條【確定判決に代わる証明】                      第四百八十五條乃至前條ノ規定ニ從ヒ確定判決ニ因リ犯罪ノ証明セラレタルコトヲ再審ノ理由ト為スヘキ場合ニ於テ其ノ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証明シテ再審ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ証拠ナキノ理由ニ因リ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキハ此ノ限ニ在ラス</p>	<p>② 第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。</p> <p>③ 第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。</p> <p>四三七條【確定判決に代わる証明】                      前二條ノ規定に從い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。</p>	

旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>四九〇条【管轄】 再審ノ請求ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外原判決ヲ為シタル裁判所之ヲ管轄ス</p> <p>四九一条【管轄の例外】 ① 判決ノ一部第二審ニ於テ確定シ其ノ部分ニ対スル再審ノ請求ニ付再審開始ノ決定アリタルトキハ第一審ニ於テ確定シタル部分ニ対スル再審ノ請求ハ控訴裁判所之ヲ管轄ス</p> <p>② 判決ノ一部上告審ニ於テ確定シ其ノ部分ニ対スル再審ノ請求付再審開始ノ決定アリタルトキハ第一審又ハ第二審ニ於テ確定シタル部分ニ対スル再審ノ請求ハ上告裁判所之ヲ管轄ス</p> <p>四九二条【再審請求権者】 ① 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ為ニスル再審ノ請求ハ左ニ掲ケル者之ヲ為スコトヲ得 一 管轄裁判所ニ対応スル検察庁ノ検察官 二 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者 三 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ法定代理人、保佐人及夫</p> <p>四 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ状態ニ在ル場合ニ於テハ其ノ配偶者、家督相続人、直系ノ親族及兄弟姉妹</p> <p>② 第四百八十五条第七号、第四百八十七条第二号又ハ第四百八十八条第二号ニ規定スル理由ニ因リ再審ノ請求シテ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ為ニスルモノハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ行為ヲ犯スニ至ラシメタル場合ニ於テハ検察官ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス</p>	<p>四三八条【管轄】 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。</p> <p>四三九条【再審請求権者】 ① 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。 一 検察官 二 有罪の言渡を受けた者 三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人</p> <p>四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹</p> <p>② 第四百三十五条第七号又は第四百三十六条第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれを行うことができない。</p>	

日本における刑事再審法制改革の動き

旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>③ 第四百八十六条ノ規定ニ依ル再審ノ請求ハ管轄裁判所ニ対応スル檢察庁ノ檢察官之ヲ為スコトヲ得第四百八十七条又ハ第四百八十八条ノ規定ニ依ル再審ノ請求ニシテ第一項ノ規定ニ該当セサルモノニ付亦同シ</p>		
<p>四九三条【弁護人】 ① 檢察官ニ非サル者再審ノ請求ヲ為ス場合ニ於テハ弁護人ヲ選任スルコトヲ得 ② 前項ノ規定ニ依ル弁護人ノ選任ハ再審ノ判決アル迄其ノ効力ヲ有ス</p>	<p>四四〇条【弁護人選任】 ① 檢察官以外ノ者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。 ② 前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。</p>	
<p>四九四条【請求の時期】 再審ノ請求ハ刑ノ執行終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキト雖モ之ヲ為スコトヲ得</p>	<p>四四一条【再審請求の時期】 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになつたときでも、これをするることができる。</p>	
<p>四九五条【不利益のための再審請求期間】 第四百八十六条ノ規定ニ依ル再審ノ請求ハ判決確定後公訴ノ時効期間ニ相当スル期間ヲ経過シタル後ニ於テハ之ヲ為スコトヲ得ス第四百八十七条又ハ第四百八十八条ノ規定ニ依ル再審ノ請求ニシテ第四百九十二条第一項ノ規定ニ該当セサルモノニ付亦同シ</p>		
<p>四九六条【執行停止の効力】 再審ノ請求ハ刑ノ執行ヲ停止スル効力ヲ有セス但シ管轄裁判所ニ対応スル檢察庁ノ檢察官ハ再審ノ請求ニ付テノ決定アル迄刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得</p>	<p>四四二条【執行停止の効力】 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する檢察庁の檢察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。</p>	

旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>四九七条【請求の方式】 再審ノ請求ヲ為スニハ其ノ趣意書ニ原判決ノ謄本、証拠書類及証拠物ヲ添ヘ之ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ</p>		<p>二八三条（請求の手續） 再審の請求をするには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に差し出さなければならぬ。</p>
<p>四九八条【請求の取下】 ① 再審ノ請求ハ之ヲ取下クルコトヲ得 ② 再審ノ請求ヲ取下ケタル者ハ同一ノ理由ニ因リ更ニ再審ノ請求ヲ為スコトヲ得ス</p>	<p>四四三条【再審請求の取下げ】 ① 再審の請求は、これを取り下げることができる。 ② 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。</p>	
<p>四九九条【上訴規定の準用】 第三百八十五条、第三百九十条及第三百九十二条ノ規定ハ再審ノ請求又ハ其ノ取下ニ付之ヲ準用ス</p>	<p>四四四条【刑事施設に在る被告人に関する特別】 第三百六十六条の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。</p>	<p>二八四条（準用規定） 再審の請求又はその取下については、第二百二十四条、第二百二十七条、第二百二十八条及び第二百三十条の規定を準用する。</p>
<p>五〇〇条【再審請求の競合】 ① 第四百九十一条ノ場合ニ於テ第一審裁判所控訴裁判所ノ再審開始ノ決定前再審ノ請求ヲ受ケタルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ控訴裁判所ニ送付スヘシ ② 第四百九十一条第二項ノ場合ニ於テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所上訴裁判所ノ再審開始ノ決定前再審ノ請求ヲ受ケタルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ上訴裁判所ニ送付スヘシ</p>		<p>二八五条（請求の競合） ① 第一審の確定判決と控訴を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、控訴裁判所は、決定で第一審裁判所の訴訟手續を終了するに至るまで、訴訟手續を停止しななければならない。</p>
<p>五〇一条【同前】 第一審ノ確定判決ト控訴ヲ棄却シタル確定判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキハ控訴裁判所ハ決定ヲ以テ第一審裁判所ノ訴訟手續終了スルニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ</p>		



旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>五〇二条【同前】 第一審又ハ第二審ノ確定判決ト上訴ヲ棄却シタル確定判決トニ対シテ再審ノ請求アリタルキハ上訴裁判所ハ決定ヲ以テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所ノ訴訟手續終了スルニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ</p>		<p>② 第一審又は第二審の確定判決と上告を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、上告裁判所は、決定で第一審裁判所又は控訴裁判所の訴訟手續が終了するに至るまで、訴訟手續を停止しなければならない。</p>
<p>五〇三条【受命判事・受託判事の事実取調】 ① 再審ノ請求ヲ受ケタル裁判所ハ必要アル場合ニ於テハ部員ヲシテ再審ノ理由ニ付事実ノ取調ヲ為サシメ又ハ予審判事若ハ区裁判所判事ニ其ノ取調ヲ嘱託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受命判事及受託判事ハ予審判事ト同一ノ権ヲ有ス</p> <p>② 受命判事又ハ受託判事必要ト認ムルトキハ檢察官及弁護人ヲシテ前項ノ取調ニ立会ハシムルコトヲ得</p> <p>③ 受命判事又ハ受託判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ為スヘシ</p>	<p>四四五条【事実の取調べ】 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</p>	
<p>五〇四条【請求棄却の決定】 再審ノ請求法律上ノ方式ニ違反シ又ハ請求権消滅後ニ為シタルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ</p>	<p>四四六条【請求棄却の決定】 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。</p>	
<p>五〇五条【同前】 ① 再審ノ請求ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ ② 前項ノ決定アリタルトキハ同一ノ理由ニ因リ再審ノ請求ヲ為スコトヲ得ス</p>	<p>四四七条【同前】 ① 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。 ② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。</p>	

旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>五〇六条【再審開始の決定】 ① 再審ノ請求ヲ理由アリトスルトキハ再審開始ノ決定ヲ為スヘシ ② 再審開始ノ決定ヲ為シタルトキハ決定ヲ以テ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得</p> <p>五〇七条【請求の競合と控訴裁判所の棄却】 第五百一条ノ場合ニ於テ第一審裁判所再審ノ判決ヲ為シタルトキハ控訴裁判所ハ決定ヲ以テ再審ノ請求ヲ棄却スヘシ</p> <p>五〇八条【請求の競合と上告裁判所の棄却】 第五百二条ノ場合ニ於テ第一審裁判所又ハ控訴裁判所再審ノ判決ヲ為シタルトキハ上告裁判所ハ決定ヲ以テ再審ノ請求ヲ棄却スヘシ</p> <p>五〇九条【意見聴取】 再審ノ請求ニ付決定ヲ為ス場合ニ於テハ請求ヲ為シタル者及其ノ対手人ノ意見ヲ聴クヘシ第四百九十二条第一項第三号ニ掲グル者請求ヲ為シタル場合ニ於テハ尚有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ意見ヲ聴クヘシ</p>	<p>四四八条【再審開始の決定】 ① 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。 ② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。</p> <p>四四九条【請求の競合と請求棄却の決定】 ① 控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。 ② 第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。</p>	<p>二八六条（意見の聴取） 再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならない。</p>

旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>五〇条【即時抗告】 第五百四八条、第五百五条、第五百六条第一項、第五百七条又ハ第五百八条ノ決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得</p> <p>五一条【再審の審判】 裁判所ハ再審開始ノ決定確定シタル事件ニ付テハ第五百五条、第五百七条及第五百八条ノ場合ヲ除クノ外其ノ審級ニ從ヒ更ニ審判ヲ為スヘシ</p> <p>五二条【死者の利益のための再審】</p> <p>① 死亡者又ハ回復ノ見込ナキ心神喪失者ノ利益ノ為ニ再審ノ請求ヲ為シタル事件ニ付テハ公判ヲ開カス檢察官及弁護人ノ意見ヲ聴キ判決ヲ為スヘシ此ノ場合ニ於テ再審ノ請求ヲ為シタル者弁護人ヲ選任セザルトキハ裁判長ハ職権ヲ以テ弁護人ヲ附スヘシ</p> <p>② 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ為ニ再審ノ請求ヲ為シタル事件ニ付再審ノ判決ヲ為ス前罪ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ状態ニ在リテ回復ノ見込ナキニ至リタルトキ亦前項ニ同シ</p> <p>③ 前二項ノ規定ニ依リ為シタル判決ニ対シテハ上訴ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>④ 第四十三条ノ規定ハ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ弁護人ヲ附スル場合ニ之ヲ準用ス</p>	<p>四五〇条【即時抗告】 第四百四十六條、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項又ハ前條第一項ノ決定ニ對シテハ、即時抗告をすることが出来る。</p> <p>四五一条【再審の審判】 ① 裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九條の場合を除いては、その審級に從い、更に審判をしなければならぬ。</p> <p>② 左の場合には、第三百四十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第四號の規定は、前項の審判にこれを適用しない。 一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。</p> <p>二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。</p> <p>③ 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることが出来る。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。</p> <p>④ 第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。</p>	

旧刑訴法 第5編再審	現行刑訴法 第4編再審	現行刑訴規則 第5編再審
<p>五二三条【不利益のための再審と本人の死亡】 第四百八十六条ノ規定ニ依リ再審ノ請求ヲ為シタル事件ニ付再審ノ判決ヲ為ス前有罪ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者死亡シタルトキハ再審ノ請求及其ノ請求ニ付為シタル決定ハ其ノ効力ヲ失フ第四百八十七条又ハ第四百八十八条ノ規定ニ依ル再審ノ請求ニシテ第四百九十二条第一項ノ規定ニ該当セサルモノニ付亦同シ</p>		
<p>五二四条【不利益変更の禁止】 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ為ニ為シタル再審ニ於テハ原判決ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス</p>	<p>四五二条【不利益変更の禁止】 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。</p>	
<p>五二五条【無罪判決の公示】 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ為ニ為シタル再審ニ於テ無罪ノ言渡ヲ為シタルトキハ官報及新聞紙ニ掲載シテ其ノ判決ヲ公示スヘシ</p>	<p>四五三条【無罪判決の公示】 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。</p>	

## 2. 刑事再審法制改正の動き

### (1) 日弁連昭和三十七年改正要綱（一九六二年理事会採択）

「徳島事件と吉田事件の再審請求遂行の過程で、日弁連人権委員会は再審制度のあり方についてさまざまな教訓を得た。昭和三十六年度、仙台市における人権大会は当局に法運用の改善とともに現行法制の改正されるべきことを訴える決議を採択した。右決議に基づいて再審法改正について日弁連は司法制度調査会に附議、翌三十七年五月十一日、同調査会報告にかかる『刑訴法における再審条件に関する意見書』が全体理事会で承認され、さらに同月二十六日高松で開いた定期総会は再審規定改正決議を可決、関係方面にこれが（ママ）実現方を要望したところ、国会法務委員会も関心を示し、具体的改正理由書を早急に提案されたいと要請、その結果、同年七月二十一日の理事会で採択されたのが刑事訴訟法中第四編（再審）中改正要綱である。：（原文改行）同要綱に基いて、その後数年にわたり、国会関係に働ら（ママ）きかけたが、ついに実現をみるにいたらなかった。」

この改正要綱は「現行再審規定の各条項中さしあたりどうしても改正を要する数項目について：審議しこれを議決した」ものとされ、吉田事件の教訓が随所にみられる。

同改正要綱の要点は、①確定判決に代わる証明の要件を緩和したこと（刑訴法四三七条）、②管轄を請求人が選択できるようにしたこと（同四三八条）、③再審請求者を拡充し「日本弁護士連合会長、全国単位弁護士会長」を加えたこと（同四三九条）、④再審請求をうけた裁判所は口頭弁論を開く特例を設けたこと、⑤再度の再審禁止の要件を緩和し、再審棄却決定が下されたとしても当該決定で審判した事実及び証拠が異なれば、「同一の理由」によっても再度、

再審請求できることとしたこと（同四四七条）、⑥再審の開始決定に対して不服を申立てることはできないものとしたこと（同四四八条）、⑦再審棄却決定に対する特別抗告の理由に、憲法違反や判例違反のほか、「重大なる事実の誤認」を付け加えたことである。

○刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱<sup>⑧</sup>

第一 刑事訴訟法第四三七条（確定判決に代る証明）本文のうち、「その事実を証明して」とあるを「その事実を証明すべき証拠を提出して」と改め、同条但書を削除すること。

第二 同法第四三八条（管轄）を左のとおり改めること。

「再審の請求は、請求人の選択に従い、原判決をした裁判所又はその直近上級裁判所がこれを管轄する。但し原判決をした裁判所が簡易裁判所であるときは、その直近上級の地方裁判所とする。」

第三 同法第四三九条（再審請求権者）第一項に左の一号を加えること。

「日本弁護士連合会長、全国単位弁護士会長」

第四 再審の請求をうけた裁判所は、その審判をなすにつき、請求人の申立により又は職権をもって口頭弁論を開く特例を設けること。

第五 同法第四四七条（請求棄却の決定）第二項中「同一の理由」とあるを「前項の決定で審判した事実及び証拠」と改めること。

第六 同法第四四八条（再審の開始決定）第三項として左の一項を加えること。

「③再審の開始決定に対しては、不服を申立てることはできない。」

第七 再審の請求を棄却する決定に対する特別抗告（法第四三三条）の理由として、憲法違反、判例違反の外、重大なる事実の誤認をも加えるようにすること。

(2) 円山私案（一九六三年）

「一方、吉田事件特別委員として同事件の弁護人の一人であった昭和三十八年度日弁連会長円山田作は『巖窟王吉田石松再審事件に身魂を打込んだわれわれ弁護士は、再審制度について根本的な改革を行うのでなければ、この制度は名あって実なく、無辜の民は永遠に救われないことを痛感させられた。このことは独り巖窟王事件だけではない。日弁連に泣訴してきた他の再審事件についても全く同様の感を深くした。再審制度の改正は将に急務である。』として円山私案を発表している。<sup>10)</sup>」

○円山私案<sup>11)</sup>

一、裁判所の機構改正

- (1) 再審事件の裁判官は、三名の合議体とする。
- (2) 裁判長は、経験豊かな弁護士を特任判事として、これに充てる。
- (3) 陪席裁判官は、学識経験者又は弁護士一名を以て充て、他の一名は純粹の判事を以てする。
- (4) 上級審についても、(1) (2) (3) による。

二、再審請求権者の拡張

刑訴四三九条に「五、単位弁護士会並に日本弁護士連合会の各会長」を追加する。

## 三、管轄裁判所の改正

刑訴四三八条を次の通り改正する

「再審の請求は、請求人の選択に従い、原判決をした裁判所又はその直近上級裁判所がこれを管轄する。」

## 四、審理手続の改正

「再審の請求を受けた裁判所は、請求人から申立があつた場合は、公判手続により審理を行わなければならない。」

## 五、再審開始決定に対する不服申立の制限

「再審開始決定に対しては、不服の申立をすることができない」旨の規定を設けること。

## 六、再審請求棄却決定に対する特別抗告の理由の拡張

「再審請求を棄却する決定に対する特別抗告の理由」に、「重大なる事実の誤認」を追加すること。

## 七、刑訴四四七条第二項の字句の修正

刑訴四四七条第二項に「同一の理由によつては」とあるを、「前項の決定で審判した事実及び証拠によつては」と修正すること

## 八、刑訴四三七条の字句の修正

刑訴四三七条中「その事実を証明して」とあるを、「その事実を窺うに足りる証拠を提出して」と修正すること。



(3) 日本社会党「死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案」

(一九六八年四月国会提出)<sup>12)</sup>

「日本弁護士会は、昭和三十七年八月『刑事訴訟法第四編(再審) 中改正要綱』…を発表して、再審制度の全面的改正を提案したが、再審制度の全面改正は刑事訴訟法の根幹を左右する大問題であり、その影響するところも大きいため、全面的法改正の機運はまだまだ熟するに至らない。そこで、法の全面的改正をまたずに、さしあたり焦眉の急を告げている一部の死刑確定者に対してのみ期間を限って再審の門戸をひろげようとしたのが、この特例法案である。それは再審制度の部分改正案ではあるが、来るべき全面改正への橋頭保的性格をもっている。(原文改行) この法律案はまた、その発想の一つの根拠を昭和二十七年法律第一〇五号『平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律』に求めている点で注目値する。この法律は、平和条約の第十七条(b)項にもとづき、戦時中に連合国人が受けた有罪判決に対して、平和条約発効の日から一年間に限り、ゆるやかな条件で、再審を認めようとするものである。それは、戦時中の裁判が独裁的軍国主義の影響によって、連合国人に対する偏見をもつて行われたであろう、という一般的可能性を率直に認めたいうえで、軍国主義体制の崩壊した戦後の明朗な空気の中で、被告人にもう一度正しい裁判をうける機会を保証しようとする思想にもとづくものであった。今回の再審臨時特例法案も、占領中の裁判が占領軍の圧力によって公正を害せられたであろうという一般的可能性を前提としつつ、死刑囚に対してもう一度正しいやり直し裁判を保証してやろうという考えに立脚する点で、前記再審査法と軌を一にする。」<sup>13)</sup>

○「死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案」

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで公訴を提起された者でこの法律の施行前に死刑の判決が確定し、この法律の施行の際その刑を執行されていないものに係る再審の請求について特例を定めるものとする。

(再審事由の特例)

第二条 前条に規定する者に係る再審の請求については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第四百三十五条第六号中「明らかな証拠」とあるのは「相当な証拠」と、従前の刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号。以下「旧法」という。)第四百八十五条第六号中「明確ナル証拠」とあるのは「相当ノ証拠」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(再度の再審請求の特例)

第三条 第一条に規定する者は、この法律の施行前に刑事訴訟法第四百三十五条第六号又は旧法第四百八十五条第六号に規定する事由によって再審の請求をした場合においても、同一の理由によって、更に再審の請求をすることができる。

(再審の請求の期間)

第四条 再審の請求は、この法律の施行の日から一年以内になければならない。

(執行停止の効力)

第五条 再審の請求は、再審の請求についての決定があるまで刑の執行を停止する効力を有する。再審開始決定が

あつたときも同様とする。

(管轄)

第六条 再審の請求は、東京高等裁判所にしなければならない。

(再審請求の審判)

第七条 再審の請求に関する審判は、別に法律で定めるところにより参審によつて行なう。

(弁論)

第八条 再審の請求についての決定とするには、再審の請求の趣旨に基づいて、請求をした者、その相手方又は弁護人に弁論をさせなければならない。

(異議の申立ての禁止)

第九条 再審開始の決定に対しては、異議の申立てをすることができない。

(特別抗告の特例)

第十条 再審の請求を棄却する決定に対する異議の申立てが棄却された場合においては、当該棄却の決定に対し、重大な事実の誤認があつて原決定を取り消さなければ著しく正義に反することを理由としても、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

(旧法事件に対する不服の申立て)

第十一条 刑事訴訟法の施行前に公訴の提起があつた事件(以下「旧法事件」という)に係る再審の請求を棄却する決定に対する不服の申立てについては、刑事訴訟法第四百二十八条の異議の申立ての例による。

2 前項の異議の申立てが棄却された場合においては、当該棄却の決定に対し、刑事訴訟法第四百五条に規

定する事由のあること又は重大な事実の誤認があつて原決定を取り消さなければ著しく正義に反することを理由として、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 前項の抗告については、刑事訴訟法第四百三十三条第一項の抗告の例による。  
(移送)

第十二条 再審開始の決定が確定したときは、東京高等裁判所は、決定で事件を原判決をした裁判所に移送しなければならぬ。

(刑事訴訟法等の適用)

第十三条 この法律に定める再審の請求については、この法律の規定によるほか、刑事訴訟法(旧法事件)については旧法及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)の定めるところによる。

附則

1. この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2. この法律の施行の際原に係属している再審の請求については、なお従前の例による。
3. 前項の再審の請求が棄却され、又は取り下げられた場合における第四条の規定の適用については、同条中「この法律の施行の日から一年内」とあるのは、「附則第二項の再審の請求を棄却する決定が確定した日又は当該再審の請求の取下げがあつた日から一年内」と読み替えるものとする。

○法案の趣旨説明（神近市子議員）<sup>14</sup>

「私は、死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案の提案理由説明をいたしたいと思いません。

ただいま議題となりました死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案につき、提案者を代表いたしましたして、提案の理由を説明させていただきます。

まず、この再審特例法案を提案いたしました動機が、純粹に人道主義的かつ超党派派のものであることを強調させていただきたいと存じます。なるほど、形式的、事務的には、この法案は社会党による提案となっておりますが、それは、提案の技術的経緯によるものでございまして、提案者の本心は、広く超党派派的、人道主義的な御賛同を得て、国民全体の心から在る祝福のうちに、この法案の国会通過をはかりたいというところがございます。

私たちは、わが国民の心の中に静かに燃え上がっている、よりよい再審制度への強い願いを無視することができません。わが国における良識ある弁護士、学者、宗教家等を中核とする人道主義的な再審運動は、こうした国民的な願望にささえられ、一人の同胞の生命をもゆえなく失わせてはならないという、強い信念に裏づけられたものであります。私たちが、ここに死刑確定者再審臨時特例法案を提案いたしますゆえんのは、このような国民的運動にこたえ、その健全なる願いを実現させることによつて、国民の代表者としての責務の一つを果たしたいという、純粹かつ理想主義的な動機に基づくものであることを御理解いただきたいと思います。

次に、この法案のねらいといたします点を簡単に申し上げます。この法案は、生命の尊厳性及び戦後占領下における刑事訴訟法の適用の実情にかんがみ、昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで公訴を提起された者で、本法施行前に死刑の判決が確定し、いまだその刑を執行されていない者に対し、再審理由を緩和し、生命の保

全をはかり、かつ審理の公正と民主性を確保することにより、これらの死刑確定囚にもう一度審判を受けられる機会を得やすくさせようとするものでございます。ただここで御注意をいただきたいことは、再審の機会を得やすくさせるということは、必ずしも直ちに無罪放免や減刑の機会を得やすくさせることを意味しないということであり、裁判のやり直しを受けても、やはり証拠が十分であれば、死刑の判決を免れるとはきまつておりません。それはこの法律の保証する限りではありません。この法律の保証するのは、占領下であるがために公正で民主的な裁判を心ゆくまで受けることができず、そのために死刑に処せられたと感じている不幸な死刑囚たちに、いま一度心ゆくまで公正で民主的な審判を受けさせてやることであります。

またこの法案が、その適用の対象を、一定期間、すなわち占領下に起訴された死刑確定囚に限り、かつ本法に基づく再審請求の期間を、本法施行後等一年以内に限定して、本法に限時法的性格を付与した点にも御留意いただきたいのであります。

本法の効力をこのように、对人的、対時間的に限定したのは、再審特例法の適用範囲をできる限り小範囲に押えて、確定判決の持つ法的安定性の動揺を最小限度に食い止めようとする趣意にほかならないのであります。

それならば、確定判決の効果を動かしてまでも、あえてこれらの死刑囚たちに再審の道を開いてやらねばならない理由はどこにあるのでありましょうか。以下この法案を提出しなければならぬ法的、社会的な必要性について一言させていただきます。

再審は、誤判の確定裁判を受けた者を救うただ一筋の黄金の橋であるといわれております。しかし、現実において、刑事再審は、はたして無実を救うかけ橋として正しく適用されているではありませんでしょうか。たとえば、日本の岩窟王と言われたかの吉田石松翁の人生の大半を占める五十年間は、冤罪をそそぐための悪戦苦闘の連続でございました。そ

して翁の非凡なる意志と体力、及び協力者たちの献身的努力をもつて、かろうじて再審のとびらを開くことができたといわれております。したがいまして、凡庸な大多数の有罪囚にとつては、再審制度は絵にかいたもちにすぎない、とすら嘆かれてきたのであります。事実再審によつて救われる者の数は、真犯人発見の場合のような特異事例を除けば、暁の星のごとくわずかでありませう。

そもそも刑事手続における再審の思想は、遠くフランス革命の人権宣言にその源を發し、ヨーロッパにおける改革された刑事訴訟法を経由してわが国の治罪法（昭和十三年）に受け継がれたといわれております。その後、わが国の再審制度は旧憲法下の旧刑事訴訟法から新憲法下の現行刑事訴訟法への立法の移り変わりに応じまして、幾ぶん人権尊重の理想に近づきつつあることががわかれるのであります。が、いまだ旧刑事訴訟法における権威主義のからを完全に取り切つたわけではなく、そこには実体的真実の犠牲において司法の形式的権威や法的安定性の要請を守ろうとする古い考え方が残つてゐるようであります。このような制度上の不備は、官僚法曹の法適用における偏狭な形式主義と相まつて、冤罪者に対して不当に雪冤の道を閉ざす結果を招いております。このようにして、わが国の再審制度は、本来無実を救う黄金の橋であるべきにもかかわらず、現実においては雪冤をはばむ鉄のとびらと化しつつあるとさえいわれて来たのであります。

このような情勢のもとにおいて、良識ある弁護士、学者、宗教家等を中心とする再審制度改正運動が国民の間からわき起こつたのは当然でありました。このような国民の声に應じて、先年衆議院法務委員会は再審制度調査小委員会を設けて現行再審制度の欠陥を究明しようとして、またこれに呼応して、日本弁護士連合会は、刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱を發表して、再審制度の全面的改正を提案したのであります。が、再審制度の全面改正は刑事訴訟法の根幹を左右する大問題であり、かつその影響するところも多大でありますために、再審に関する全面的法改正の機運

はいまだ必ずしも熟したとは申されません。

そこで法の全面的改正をまつことなく、とりあえず、焦眉の急を告げている一部の死刑確定者に対してのみ期間を限って再審の門戸を広げようとするのが、この再審特例法案の趣旨でございます。もし幸いにして本法が制定法として成立いたしますならば、かねて無実を叫んできた七名の死刑確定囚が、本法の恩恵に浴することとなるのであります。これらの死刑囚のうちには、死刑確定後実に十数年にわたって刑を執行されなのまま無実を叫び続けているという悲惨なケースもございます。本法のもたらす人道的効果はまことに深くかつ大きいものがございましょう。

すでに述べましたように、本法はその適用対象を昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで、すなわち占領下において起訴せられた死刑囚のみに限るわけでございますが、このような限定を施しました理由は、次に述べる三つの理由によって、これらの死刑囚については、一般的に見て特に誤判による冤罪の可能性が濃厚であると見られるからでございます。

第一に、これらの死刑囚は、終戦直後の混乱した社会情勢及び占領下という特殊の雰囲気のさなかで捜査訴追されたために、捜査の段階においてすでに冷静慎重を欠くものがあつたばかりでなく、起訴及び公訴維持の段階におきましても、連合国に対する配慮や占領軍の政治的影響力により、手続の公正が一〇〇%保証されていたとは限りません。

第二に、これらの死刑囚は、旧刑訴時代もしくは新刑事訴訟法施行後日が浅くして訴追されたため、捜査当局におきましても、いまだ人権軽視、自白偏重の弊習を抜け切れず、裁判官、弁護士においても人権擁護の手続の運用に習熟していなかつたため、訴追、審判、及び弁護のそれぞれの面において、人権尊重上に完べきを期することができなかつたらうらみがございます。

第三に、これら死刑囚が訴追を受けたのは、いずれも黑白相半ばして、決定的、物的証拠を欠く疑わしい事件



でありまして、しかもそこにおける有罪証拠の主要な部分は、強制もしくは誘導によつてつくられた自白であるといわれております。これら死刑囚の多くは、一審の公判以来強く無実を主張しており、中には数回にわたつて再審を求めている例もございます。

右のような次第でありますので、もしも確定判決による法的安定性に固執して、これらの死刑囚に対して現行刑事訴訟法のきびしい再審規定、特に法第四百三十五条第六項の条文をそのまま適用いたしますなら、これらの死刑囚に対しては永久に雪冤の道を閉ざすことになり、ひいては新憲法精神にそむくことになりかねないのであります。いまや世界の大勢は、人道と刑事政策の立場から、死刑廃止への一途をたどりつつあるのであります。このような情勢のもとに、万一にも国家が誤判のために善良な一市民の生命を奪うようなことがありますならば、これこそ日本民族にとって大いなる汚辱であり、世界の文明社会から激しい非難を受けることにもなりかねないのであります。二十一世紀はもうすぐそこに近づいております。私もはこの再審特例法を通過させずには、二十一世紀の文明社会への入場券を手にするわけにはいかないでしょう。

以上をもちまして、本法案の総合的な提案理由の説明を終わらせていただきます。  
次に、この特例法案の趣旨を逐条的に御説明申し上げます。

第一条は、本法の適用対象を、占領下に起訴せられた未執行の死刑確定囚に限定する趣意であります。なぜ占領下に起訴せられた死刑囚に限つて本法特典を与える必要があるかについては、すでに総論の部において御説明申し上げますとおりであります。適用範囲の制限にあつて公訴提起時を基準とし、確定時を基準としなかつたのは、手続の遅速という偶然的事情に、特典の有無をからしめる不合理を避けるためであります。

第二条は、いわゆる新証拠の発見による再審事由において、要求される証拠の証明度を緩和し、『明白な』証拠が発

見されなくても『相当な』証拠の発見があれば再審を開始し得ることとしたものであります。これは英米法における実質的証拠主義を導入したものであり、新証拠が原判決に影響を及ぼすプロバピリティーが、一般的な裁判官の再考慮を实質的に促す程度に高度であることを要するが、その蓋然性が圧倒的に高いことまでは必要でないという趣旨であります。

第三条は、本法の適用を受けるべき死刑囚が、過去においてたまたま新証拠の発見を事由として再審を請求して棄却されたという一事により、法第四百四十七条等、同一理由による再度の再審請求禁止規定の適用を受け、あたらず法の恩恵をはばまれる結果となることを防ごうとした趣旨であります。

第四条は、本法によって再審請求をなし得る期間を、本法施行の日から一年以内と限定することによって、本法に限時法的性格を与え、それによって本法の施行による法的安定性の動揺を最少限度に食い止め、なお、本法施行の日において古い再審請求事件が係属中であるような場合には、附則第三項の規定によりまして、「再審の請求を棄却する決定が確定した日又は当該再審の請求の取下げがあった日から一年内」に再審請求をすればよいこととなっておりません。

第五条は、いわゆる必要的刑執行停止の原則を導入し、手続進行中、再審請求死刑囚の生命の保全をはかるうとしたものであります。

第六条は、従来、原裁判所がややもすれば過去の判断に固執する傾向を有することにかんがみ、再審の請求に関する審判については、原審の管轄を奪い、フランス法における中央上級審（破毀院）集中主義を加味いたしまして、これを東京高等裁判所の専属管轄とする趣旨であります。

第七条は、いわゆる参審制度、審判手続にしろりと裁判官を参加させる方式を導入することによりまして、再審請

求に関する審判手続に民主的色彩を加えようとするものであります。

第八条は、従来多くの再審請求が表面審理によりやみやみからやみへと葬り去られた苦い経験にかんがみ、口頭弁論主義を再審手続に導入し、これによって手続の公正を担保しようとするものであります。

第九条は、再審問題の決定に対する国の不利益不服申し立てを禁止しようとするものであります。これは法が不利益再審を禁じ、憲法が二重危険禁止の原則を取り入れていることの当然の帰結でありましょう。

第十条は、再審の請求を棄却する決定に対する異議の申し立てが棄却された場合における不服申し立ての手段として、著しく正義に反する重大な事実の誤認を理由とする特別抗告の道を新たに開こうとするものであります。これは再審がその本質上非常上告とは異なり、事実誤認を理由とするものであることにかんがみ、特別抗告の理由を憲法違反、判例違反に限定することは狭きに失し、正義に反するからにはかなりません。

第十一条は、旧法事件にかかる再審の請求が棄却された場合の不服申し立ての制度を、新法の手続に準じて整備拡充しようとするものであります。

第十二条は、再審開始決定が確定した場合において、東京高等裁判所は事件を原裁判所に移送すべきことを定めたものであります。

第十三条は、本法が刑事訴訟法（旧法事件については旧法及び応急措置法）に対して特例法の地位にあることを注意的に規定したものであります。

以上をもちまして再審特例法の提案理由の説明を終わります。繰り返して申し上げますが、この法案は、純粹な人道主義的動機から提案いたしましたものでございます。」

## (4) 白鳥・財田川決定（一九七五年五月、一九七六年十月）

白鳥・財田川決定は、最高裁の憲法解釈が一段落し政策形成機能に力を注ぐようになった時期に出された。同時期には最判昭和五十七年一月二十八日刑集三十六卷一号六七頁（高隈事件）などに代表されるように、「事実認定の適正化」ともいわれる状況も生じた。

当時裁判官として白鳥決定を出した団藤重光は、立法による対応と判例による対応について「法律の改正ということとでいきますと、改正の前後に落差ができて、その間が円滑にいかないというようなことが出てまいります。そうすると法的安定性を害します。大きな落差をつけないでごく自然に法律状態を改めていくというためには、立法に待つよりはむしろ判例でやったほうがいいということがいくらでも出てまいります」とし、白鳥決定について「一方では：再審の門戸を必要な限度で拡げるべきだ。しかし、また他面では、これを拡げすぎたら大変なことになる」、刑事訴訟法四三五条六号の規定を書き直してその範囲を拡げるといふことは、難しい。下手な規定を設けると、さつき申しました落差ができる。あまり拡げすぎないように、しかしほどほどに拡げるといふのは、立法技術として容易ではありません。：これは判例によってやるのが一番いい。現行法の解釈としてもここまでいけるのでありますから、私どもはそういう頭でこのような判例を出したのであります」とされる。<sup>15)</sup>

## ○白鳥決定（最一決昭和五〇年五月二〇日刑集二十九卷五号一七七頁）

「なお、同法四三五条六号にいう『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠

であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである。」

○財田川決定（最一決昭和五十一年十月十二日刑集三十卷九号一六七三頁）

「ところで、同号にいう『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだけせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであり、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的疑いを生ぜしめれば足りるという意味において『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用されるものである（当裁判所昭和五〇年五月二〇日第一小法廷決定・刑集一九卷五号一七七頁）。そして、この原則を具体的に適用するにあつては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもつて足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになつた場合にも右の原則があてはまるのである。そのことは、単なる思考上の推理による可能性にとどまることをもつて足れりとするもので

もなく、また、再審請求をうけた裁判所が、特段の事情もないのに、みだりに判決裁判所の心証形成に介入することを是とするものでもないことは勿論である。」

(5) 刑事訴訟法の一部を改正する法律（費用補償・一九七六年）

本法によって、刑訴法第二十六章（一八八条の二―一八八条の七）が追加された。これにより、無罪の確定判決を受けた者は、刑事補償のほか、公訴の提起から裁判の確定に至るまでの裁判に要した費用を補償されるものとされた。しかし、請求人にとって、もつとも労力を要する再審請求のための費用の補償は除外されている。

○提案の理由（稲葉国務大臣）<sup>16</sup>

「次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

刑事事件において無罪の判決を受けた者は、現在でも、刑事補償法により、未決の拘禁または刑の執行による損害について補償を受けることができますし、さらに、検察官の故意または過失により不法に公訴を提起された場合には、国家賠償法に基づき、これによって生じた損害の賠償を国に請求することができますこととなっておりませんが、これらの制度だけでは無罪の判決を受けた者の救済方法として必ずしも十分ではないと考えられるのであります。

すなわち、罪を犯したとして公訴を提起された者は、公判廷への出頭を義務づけられるだけでなく、効果的な防衛活動を行うためには弁護人を選任してその補佐を受ける必要が生じますが、そのためには相当多額の費用を要するものでありまして、被告人に対し無罪の判決が言い渡され、結果的には不当な公訴の提起を受けたことが確定した場合には、その者が応訴を余儀なくされたことによって生じた財産上の損害を国で補償することとするのが、公平の精神に

合致するものと思量されるのであります。

なお、現行刑事訴訟法におきましても、検察官のみが上訴した事件において、上訴が棄却され、または取り下げられた場合には、その事件の被告人であった者に対し、上訴審において生じた費用の補償をすることとされており、検察官による上訴が結果的に不当であった場合と、公訴の提起そのものが結果的に不当であった場合とを区別する十分な根拠がないだけでなく、公訴の提起が不当であった場合に被告人のこうむる財産上の損害は、検察官の上訴が不当であった場合よりも大きいのが通常でありまして、上訴費用の補償を認めながら無罪の場合に費用の補償を認めないのは、法制度としての均衡を欠くものとも言えるのであります。

以上のような事情を考慮いたしまして、無罪の確定判決を受けた者に対し、公訴の提起から裁判の確定に至るまでに要した防衛のための費用を補償することとする趣旨で、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案の骨子は、次のとおりであります。

第一点は、国が費用を補償する場合の要件についてであります。無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であった者に対し、その裁判に要した費用を補償するものとし、例外として、被告人であった者の責めに帰すべき事由によって生じた費用あるいは被告人であった者が、捜査または審判を誤らせる目的で虚偽の自白等をしたため公訴を提起された場合の費用については、補償をしないことができることとしたのであります。

第二点は、補償すべき費用の範囲についてであります。被告人であった者またはその弁護士であった者が公判期日等に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護士であった者に対する報酬に限って補償することとし、その額については刑事訴訟費用に関する法律の規定を準用するが、公判期日等に出頭した弁護士が二人以上あった場合には、裁判所は、事件の性質、審理の状況等を考慮して、弁護士であった者の旅費、日当及び宿泊料を一部の弁護士に

係るものに限ることができるとしております。

第三点は、補償の手続等についてであります。補償は、被告人であった者の請求により、無罪の判決をした裁判所が決定で行い、その請求は、無罪の判決が確定した後六カ月以内にこれをしなければならぬこととし、さらに、補償に関する手続、他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡または差し押さえ及び相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法の例によることとしております。

第四点は、以上の費用補償の制度の新設に伴う関連改正であります。現行の上訴費用の補償及び上訴に関する訴訟費用の負担について所要の改正をすることとしております。

以上が刑事訴訟法の一部を改正する法律案の趣旨であります。」

#### (6) 日弁連昭和五十二年案（一九七七年理事会決定）

昭和五十一年十月九日、仙台で開催された日弁連人権擁護大会において「当連合会は、人権尊重の理念にのっとり刑事再審制度の運用改善と法改正の実現を期して全力を尽くすものである」との宣言を採択するとともに、前記改正要綱の検討の結果を意見書にまとめ、昭和五十二年一月二十二日の理事会で決定したものである。

昭和五十二年案の要点は、①再審要件の緩和ないし拡大（刑訴法四三三条）、②確定判決に代わる証明の要件を緩和したこと（同四七三条）、③再審の裁判官に除斥原因を加えたこと（同二十条七号参照）、④規則において弁護人が請求人にかわって再審請求ができることとしたこと（刑訴規則二八三条）、⑤再審請求後の国選弁護人制度を新設したこと（刑訴法四四〇条二項）、⑥在監の請求人と弁護人との秘密交通権を明文で規定したこと（同四項）、⑦弁護人の記録閲覧権を明文で規定したこと（同五項）、⑧請求人に記録保存申立権を認めたこと（同四四〇条の二）、⑨申立又は



職権で裁判所が刑の執行停止を命じ得ることとしたこと（同四四二条）、⑩再審請求の審理において公開の法廷で⑨再審の請求の理由の陳述、⑥事実の取調請求とその取調、③事実の取調の結果についての意見陳述を行うこととし（これに伴い刑訴規則二八六条は削除）、同時に検察官の反対立証を制限したこと（同四四五条）、⑪再審開始決定に対する不服申立を禁止したこと（同四五〇条）、⑫即時抗告、特別抗告の申立期間を延長したこと（同四五〇条）、⑬再審請求の決定を事前に通知することを規定したこと（刑訴規則二八六条の二）である。

○刑事訴訟法の一部を改正する法律（案）<sup>17</sup>

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改める。

第四百三十五条第六号を次のように改める。

六 有罪の言渡を受けた者につき免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者につき刑の免除を言い渡し、若しくは原判決において認めた罪より軽い罪を認め、又は原判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。

第四百三十七条中「その事実を証明して」を「その事実を証明すべき証拠を提出して」に改め、同条但書を削る。

第四百三十八条の次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二 再審の請求があつた当該事件に関与した裁判官は、職務の執行から除斥される。但し、受託裁判官として関与した場合は、この限りではない。

第四百四十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

再審の請求をした者が貧困その他のために弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により

弁護人を付しなければならぬ。但し、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りではない。第四百四十条に第四項及び第五項として次の二項を加える。

第三十九条及び第三百八十七条の規定は、第一項及び第二項により選任された弁護人にこれを準用する。  
第一項及び第二項により選任された弁護人は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

第四百四十条の次に次の一条を加える。

第四百四十条の二 裁判所は、再審請求者又は弁護人から申立てがあつたときは、期間を定めて検察官に対し訴訟記録の保存を命じなければならない。

第四百四十二条但書中「管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで」を「裁判所は、申立又は職権で再審の請求についての裁判があるまで決定で、」に改め、同条に次の一項を加える。

前項但書の規定は、再審の請求についての裁判に対する不服申立があつたときにこれを準用する。

第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、はじめに、請求人及び弁護人に対して、請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

裁判所は、請求人若しくは弁護人の請求により、又は職権で事実の取調をすることができる。

裁判所は、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

請求人及び弁護士並びに検察官は、事実の取調に立会い、その結果について意見を述べることができる。

第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする第二項の事実の取調は、公開の法廷で行う。

第四百五十条中「第四百四十八条第一項」を削り、同条に次の三項を加える。

前項の即時抗告の申立て期間は、十四日とする。

第一項の即時抗告の申立理由は、即時抗告の申立て後三十日以内にしなければならない。裁判所は、右期間を延長することができる。

前二項の規定は、第四百二十八条第二項の高等裁判所への異議の申立及び第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。

○刑事訴訟規則の一部を改正する規則（案）

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二百八十三条に次の一項を加える。

2 弁護士は、請求人に代わつて前項の手續をすることができる。

第二百八十六条を次のように改める。

第二百八十六条 削除

第二百八十六条の次に次の一条を加える。

（再審請求の決定告知）

第二百八十六条の二 再審請求についての決定を告知する場合には、告知の期日の一ヶ月前に請求人及び弁護人に通知しなければならない。

(7) 日本社会党第一次改正案（一九七九年四月国会提出）

日弁連および参議院法制局と協議の上作成したもの。一九七九年四月二四日西宮弘議員ほか五名が衆議院に提出。

「社会党の改正の趣旨は、『日弁連案』の昭和五十二年改正案を基礎として作成しております。長年再審問題に取り組んでこられた実務家の先生方の貴重な体験から提案された『日弁連案』は十分に尊重しなければならないと考えております。（原文改行） 私どもの案は、日弁連案と比較して、悪くいえば後退している点が随所にございます。良くいえば実現可能性のある案の作成に努力したということになります。また、日弁連案にないものについても、できるだけ内容に織り込むように努力いたしました<sup>18)</sup>とされる。

社会党第一次案の要点は、①再審要件の緩和ないし拡大（刑訴法四三五条）、②確定判決に代わる証明の要件を緩和したこと（同四三七条）、③再審の裁判官に除斥原因を加えたこと（同20条7号参照）、④通常審と同様に主任弁護人や弁護人の数の制限を入れたこと（同四四〇条三項）、⑤再審請求後の国選弁護人制度を新設したこと（同四四項）、⑥職権による弁護人選任制度を準用したこと（同五項）、⑦在監の請求人と弁護人との秘密交通権を明文で規定したこと（同七項）、⑧弁護人の記録閲覧権を明文で規定したこと（同八項）、⑨請求人に記録保存申立権を認めたこと（同四四〇条の二）、⑩申立又は職権で裁判所が刑の執行停止を命じ得ることにしたこと（四四二条）、⑪再審請求の審理において公開の法廷で①再審の請求の理由の陳述、②事実の取調請求とその取調、③事実の取調の結果についての意見陳述を行うこととし、同時に検察官の反対立証を制限したこと（同四四五条）、⑫再審開始決定に対する不服申立を禁止し

たこと（同四五〇条）、<sup>⑬</sup>即時抗告、特別抗告の申立期間を延長したこと（同四五〇条）、<sup>⑭</sup>無罪判決を受けた場合、再審請求についても費用補償をおこなうことを規定したこと（同一八八条の七）である。

○刑事訴訟法の一部を改正する法律（案）<sup>⑮</sup>

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一編第十六章のうち第百八十八条の七中「又は被告人であった者」を「若しくは被告人であった者又は再審の請求をした者」に改め、同条を第百八十八条の八とし、第百八十八条の六の次に次の一条を加える。

第百八十八条の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件について再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第百八十八条の三の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であった者」とあるのは「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。

第一項の規定により補償される費用の範囲については、前条の規定の例による。

第四編中第四百三十五条の前に次の一条を加える。

第四百三十四条の二 この編の規定は、再審制度が無辜を救済し、その基本的人権を保障するものであるという理念に基づいて、解釈し、運用されなければならない。

第四百三十五条中「左の」を「次の」に、「言渡」を「言渡し」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第六号中「明らか証拠をあらたに」を「事実の誤認があると疑うに足りる証拠を新たに」に改める。

第四百三十七条ただし書中「但し」を「ただし、公訴の提起がなされた場合において」に改める。

第四百三十八条次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二 裁判官は、再審の請求があつた事件に関与したときは、当該再審の請求に係る裁判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第四百四十条第二項中「前項」を「第一項又は前二項」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

前項の弁護人は、弁護士の中から選任しなければならない。

第三十三条から第三十五条までの規定は、第一項に規定により選任された弁護人について準用する。

「再審の請求をした者が貧困その他の理由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を付しなければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りではない。

第三十七条の規定は、再審の請求をした者に弁護人がない場合について準用する。この場合において、同条中「被告人」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。

第四百四十条に次の二項を加える。

第三十九条第一項及び第二項の規定は身体の拘束を受けている再審の請求をした者又は有罪の言渡しを受けた者について、第四十条の規定は第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人について、それぞれ準用する。

第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人は、その再審の請求があつた事件に関する訴訟記録を閲覧し、かつ、謄写することができる。この場合における閲覧の手数料については、別に法律で定める。

第四百四十条の次に次の一条を加える。

第四百四十条の二 裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人の請求により、再審の請求があつた事件に関する訴訟記録の保管者又は当該事件に関する証拠物の所有者、所持者若しくは保管者に対し、期間を定めて、当該訴訟記録又は証拠物の保存を命ずることができる。

前項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十二条ただし書を次のように改める。

ただし、裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人の申立てにより、決定で、再審の請求についての裁判が確定するまで刑の執行を停止することができる。

第四百四十二条に次の一項を加える。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、再審の請求の理由について事実の取調べをすることができる。

再審の請求をした者、弁護人又は検察官は、事実の取調べに立会うことができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

裁判所は、事実の取調べに際し、検察官に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければ

ならない。

裁判所は、合議体の構成員に事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。再審の請求をした者、弁護士及び検察官は、事実の取調べが終わった後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする事実の取調べは、公開の法廷で行う。

第四百五十条中「、第四百四十八条第一項」を削り、同条に次の四項を加える。

前項の即時抗告をした者は、その申立ての日から三十日以内に抗告趣意書を原裁判所に差し出さなければならぬ。

原裁判所は、申立てにより、前項の期間を延長することができる。

抗告趣意書には、抗告の理由を簡潔に記載しなければならない。

第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項中「申立書」とあるのは、「抗告趣意書」とする。

第四百五十一条第二項中、「左の」を「次の」に、「前項」を「第一項」に、「見込」を「見込み」に、「言渡し」を「言渡し」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「再審の請求をした者が弁護士を選任しないとき」を「弁護士がないとき」に、「附しなければ」を「付しなければ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判官は、前項の事件に関与したときは、同項の審判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官若しくは受託裁判官として関与した場合又は当該再審開始の決定に関与した場合は、この限りで



ない。

附則

1. この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
2. この法律による改正後の刑事訴訟法第四百三十四条の二から第四百五十条までの規定は、刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)第二条の規定にかかわらず、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律百三十一号)の施行前に公訴の提起があつた事件についても適用する。
3. この法律の施行の際現に係属している再審の請求に係る事件の処理に関し必要な事項は、裁判所の規則で定める。
4. 刑事訴訟法施行法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第四項」の下に「又は第四百四十条第八項」を加える。

理由

再審制度が無辜を救済し、その基本的人権を保障するという理念に基づくものであることにかんがみ、再審の理由を緩和するとともに、再審の請求についての裁判の手續に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○法案の趣旨説明(西宮弘議員)<sup>20)</sup>

「刑事訴訟法の一部を改正する法律案について提案の趣旨を御説明申し上げます。

わが国において人権意識はようやく高まりを見せているとは言うものの、国内の人権保障の現実には、なおはなはだ危ういものがあります。身に覚えのない事件のために逮捕され、裁判でも有罪の判決を受ける者、場合によっては死刑の執行におびえながら無実を訴え続ける者も少なしとしないのであります。もしも無事の者が国家権力により処罰されるとすれば、およそこれに過ぐる不幸、これにまさる残酷があり得るではありませんか。このような冤罪者を救済することなくして、人権擁護も民主主義も存在しないのであります。

一般世人からは、神のごとく至公至正と見られる刑事裁判においても、不幸にして誤判の数の決して少なくないことを裁判の歴史は示しています。著名な冤罪事件として知られる松川事件、八海事件、仁保事件にしても、三審制の中で二度ないし三度にわたって有罪・死刑の判決がなされた後に、辛うじて最高裁の段階で救われたのであります。また、三審制度の中ではついに有罪が確定し、服役を終わつた後において、再審の結果無罪を獲得したものに、最近においては弘前事件、加藤老事件、米谷事件があります。これらはいずれも厳正を生命とする裁判においても、時に誤判のあり得ることを例証しています。しかも弘前事件、米谷事件は、真犯人がみずから名のり出ることによつて、ようやく再審開始に至つたのであります。

もつて再審開始のいかに困難なるかを想像し得るであります。

日本国憲法は全文百三条のうち、第三十一条から第四十条に至る実に十カ条にわたつて、被疑者・被告人の人権保障を規定しておりますが、これは戦前・戦中の司法のあり方を根本的に改善するの必要に迫られたからであります。憲法の規定を受けて一九四九年に施行された新刑事訴訟法も、個人の基本的な人権保障の観点から抜本的な改正がなされていますが、刑事訴訟法の『第四編 再審』については、不利益再審の廃止を除いて、旧刑事訴訟法をほぼそのまま引き継いだ形になっております。

これらの理由により、再審法の改正は焦眉の急を要するものと思われま

したが、いまして、再審法を無辜の救済の立場から正しく運用し得るよう、以下のような改正をしようとするもの  
あります。

第一は、再審要件の緩和及び理由の拡大であります。

再審請求事件の大部分は、刑訴法第四百三十五条第六号によるものでありますが、その要件である証拠の新規性  
と明白性について、従来裁判所の解釈は厳し過ぎ、そのために再審は「開かずの門」となっております。

そこで「再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味にお  
いて、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用される」という最高裁・白鳥決定の趣旨  
を踏まえ、刑訴法第四百三十五条第六号を全面的に改正しようとするものであります。

具体的条文は、現行法中『明らかな証拠をあらたに』を『事実の誤認があると疑うに足りる証拠を新たに』に改め  
ることあります。

第二は、再審請求人の手続面における権利保障の明確化及び前審関与の裁判官の除斥をしようとするものでありま  
す。

再審手続は二段階構造をとっておりますが、第一段階が非常に重要であるにもかかわらず、現行法ではその手続は  
すべて裁判所の職権にゆだねられておりますので、これを改め、再審請求段階の国選弁護士制度、弁護人の秘密交通  
権及び記録閲覧権・謄写権、記録及び証拠物の保存、審理の公開及び請求人・弁護人の再審請求理由を陳述する権利  
と事実取り調べ請求権の保障等を導入することあります。

また、前審に関与した裁判官は除斥される旨の規定を設け、審理の公正を期することあります。

第三は、検察官の反対立証の制限及び不服申し立ての禁止をしようとするものであります。

再審制度は『有罪の確定判決を受けた者』の利益のためにのみ存在する制度であり、これを具体化するため、再審請求段階における検察官の立証を一部制限し、そのため検察官は新たな事実の取り調べ請求ができないこととし、ただ請求人・弁護人側から出された新証拠の取り調べに際し証拠の証明力を争うため必要とする適当な機会を与えられるものとしております。

また、再審開始の決定に対する検察官の不服申し立てを禁止することとしております。

第四は、訴訟費用の補償についてであります。

再審で無罪が確定した事件につきその訴訟費用は、現行法では再審開始後の公判に要した費用のみ補償されるにとどまっております、一例をあげれば加藤新一老の場合、最も困難な闘いを要した再審請求段階の費用補償は全く認められず、再審開始後の費用を対象とし、しかも所要経費の一部が認められたにすぎません。

これを改め、再審請求より再審開始決定に至るまでの費用も補償することとあります。

第五は、確定判決にかわる証拠についてであります。

有罪確定判決の証拠となった証言・証拠等が偽証もしくは偽造である等の理由で再審請求をする場合、現行法では、偽証・証拠偽造等の事実が確定判決により証明されなければならず、確定判決が得られない場合はその事実を証明して再審の請求ができることとしております。この際に刑訴法第四百三十七条ただし書きの解釈として検察官により、偽証・証拠偽造の事実につき公訴提起がなされなかつた場合は、再審請求の道を閉ざしているのであります。

これは全く不合理であるのでこれを改め、検察官により公訴提起がなされなかつた場合にも再審の道を開くこととすることとあります。

第六は、理念規定の創設及び刑の執行停止を規定しようとするものであります。

再審制度は、無事を救済し、その人権を尊重するためある旨の理念規定を設けるとともに、再審請求がなされた場合は、請求人等の申し立てにより、刑の執行を停止することができることとすることとあります。

第七は、その他として、不服申し立て期間及び旧刑訴法下の事件について、所要の改正をしようとするものであります。

以上が刑事訴訟法の一部を改正する法律案の趣旨であります。」

(8) 日本社会党第二次改正案(一九八四年五月国会提出)

昭和五十九年五月一〇日、寺田熊雄ほか二名の発議により、参議院法務委員会に付託されたもの。免田事件、財田川事件など死刑事件の再審において無罪判決があいついたことが大きな影響を与えている。

社会党第二次案が、第一次案と異なる点は、①死刑事件の再審請求において刑の執行を裁量的に停止できるものとしたこと(同四四二条)、②死刑事件の再審開始決定において刑の執行を必要的に停止するものとしたこと及び拘置を裁量的に停止(身柄を釈放)できるものとしたことなどである。

○刑事訴訟法の一部を改正する法律(案)<sup>21</sup>

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第一百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十八條の七中「又は被告人であった者」を「若しくは被告人であった者又は再審の請求をした者」に改め、第一編第十六章中同條を第八十八條の八とし、第八十八條の六の次に次の一條を加える。

第百八十八条の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件について再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によって生じた費用については、補償をしないことができる。

第百八十八条の三の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であった者」とあるのは「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。

第一項の規定により補償される費用の範囲については、前条の規定の例による。

第四百三十五条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同条第三号中、「言渡」を「言渡し」に、「誣告」を「お告」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五号中「言渡」を「言渡し」に改め、同条第六号中「言渡」を「言渡し」に、「明らかな証拠をあらたに」を「事実の誤認があると疑うに足りる証拠を新たに」に改め、同条七号中「但し」を「ただし」に改める。

第四百三十七条ただし書中「但し」を「ただし、公訴の提起がなされた場合において」に改める。

第四百三十八条の次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二 裁判官は、再審の請求があった事件に関与したときは、当該再審の請求に係る裁判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第四百四十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の弁護士は、弁護士の中から選任しなければならない。

第四百四十条に次の五項を加える。

第三十三条から第三十五条までの規定は、第一項に規定により選任された弁護士について準用する。

再審の請求をした者が貧困その他の理由により弁護士を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護士を付ししなければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りではない。

第三十七条の規定は、再審の請求をした者に弁護士がない場合について準用する。この場合において、同条中「被告人」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項及び第二項の規定は身体の拘束を受けている再審の請求をした者（有罪の言渡しを受けた者の法定代理人又は保佐人が再審の請求をした場合には、再審の請求をした者又は有罪の言渡しを受けた者）について、第四十条の規定は第一項、第五項又は第六項の規定により選任された弁護士について、それぞれ準用する。

第一項、第五項又は第六項の規定により選任された弁護士は、その再審の請求があつた事件に関する訴訟記録を閲覧し、かつ、謄写することができる。この場合における閲覧の手数料については、別に法律で定める。

第四百四十条の次に次の一条を加える。

第四百四十条の二 裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人の請求により、再審の請求があつた事件に関する訴訟記録の保管者又は当該事件に関する証拠物の所有者、所持者若しくは保管者（次項において「保管者等」という。）に対し、期間を定めて、当該訴訟記録又は証拠物の保存を命ずることができる。

前項の請求について決定をする場合には、保管者等の意見を聴かなければならない。

第一項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判がある」を「裁判が確定する」に改め、同条に次の一項

を加える。

再審の請求を受けた裁判所は、決定で、再審の請求についての裁判が確定するまで死刑の執行を停止することができる。

第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、再審の請求の理由について事実の取調べをすることができる。

再審の請求をした者、弁護人又は検察官は、事実の取調べに立会うことができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

裁判所は、事実の取調べに際し、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。

裁判所は、合議体の構成員に事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

再審の請求をした者、弁護人及び検察官は、事実の取調べが終わった後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする事実の取調べは、公開の法廷で行う。



第四百四十八条第二項中「再審開始」を「死刑以外の刑の言渡しを受けた者について再審開始」に、「刑の執行」を「刑の執行」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

死刑の言渡しを受けた者について再審開始の決定が確定したときは、死刑の執行は、停止される。この場合において、再審開始の決定をした裁判所は、決定で、刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百五十条中、「第四百四十八条第一項」を削り、同条に次の三項を加える。

前項の即時抗告をした者は、その申立ての日から三十日以内に抗告趣意書を原裁判所に差し出さなければならない。原裁判所は、申立てにより、前項の期間を延長することができる。

第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項中「申立書」とあるのは、「抗告趣意書」とする。

第四百五十一条第二項中、「左の」を「次の」に、「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「見込」を「見込み」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に、「見込」を「見込み」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「附しなければ」を「付しなければ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判官は、前項の事件に関与したときは、同項の審判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

附則

1. この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2. この法律による改正後の刑事訴訟法第四編の規定は、刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二条の規定にかかわらず、刑事訴訟法を改正する法律（昭和二十三年法律百三十一号）の施行前に公訴の提起があった事件についても適用する。

3. この法律の施行の際現に係属している再審の請求に係る事件の処理に関し必要な事項は、裁判所の規則で定める。

4. 刑事訴訟法施行法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第五十三条第四項」の下に「又は第四百四十条第八項」を加える。

・・・・・・

この法律施行に関する経費

この法律施行に要する経費は、約九千万円の見込みである。

○法案の趣旨説明（寺田熊雄議員<sup>(2)</sup>）

「刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

免田事件、財田川事件など死刑確定者の再審裁判において無罪判決が相次いでおりますが、このことは、我が国の刑事裁判には不幸にして誤判が多数存在することを示しております。ところで、この事態に対応する現行刑事訴訟法第四編再審の規定には不備な点が少なくありません。

我が党は、既に一九七九年から再審法改正案を国会に提案してまいりましたが、このたび、従来の提案に死刑再審事件における刑の執行停止、身柄の釈放などに関する所要の修正を加え、装いを新たにして提案するものであります。その要点は次のとおりであります。

第一に、再審要件の緩和及びその理由を拡大することといたしましたことであります。

最高裁の白鳥決定以後、再審の門はやや広がつたかに見えますが、この決定の趣旨を条文上明確にすることは再審

法上意味のあることでありますので、第四百三十五条六号を全面的に改正するものであります。

第二に、再審の請求がなされた場合には、裁判所は死刑の執行を停止することができることといたしております。

また、死刑の言い渡しを受けた者について再審開始の決定が確定したときは、死刑の執行は当然に停止されることとし、この場合、裁判所は刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができることといたしました。

第三に、再審請求人の手続面における権利保障を明確化するため、再審請求段階の国選弁護人制度、弁護人の秘密交通権及び記録閲覧権、謄写権、記録及び証拠物の保存、審理の公開及び請求人、弁護人の再審請求理由を陳述する権利と事実取り調べ請求権の保障等を導入することといたしております。

また、前審に関与した裁判官は除斥される旨の規定を設け、審理の公正を期することとした次第であります。

第四に、再審請求段階における検察官の立証を一部制限して、検察官は新たな事実の取り調べ請求ができないこととし、ただ請求人、弁護人側から出された新証拠の取り調べに際し証拠の証明力を争うため必要とする適当な機会を与えられるものとすることといたしました。

さらに、再審開始の決定に対する検察官の即時抗告を禁止することといたしました。

これはこの文章には書いてございませんけれども、再審の裁判が始まりますと、それは三審でありますので、再審請求の段階でも三審とすることは屋上屋を架するさらいがありますので、さような規定を設けた次第であります。

第五に、再審請求より再審開始決定に至るまでの訴訟費用を補償することといたしております。

第六に、確定判決にかわる証拠について必要な改正をすることといたしております。

すなわち、有罪確定判決の証拠となった証言、証拠等が偽証もしくは偽造である等の理由で再審請求をする場合、現行法では偽証、証拠偽造等の事実が確定判決により証明されなければならず、確定判決が得られない場合は

その事実を証明して再審の請求ができることとしております。ただ、この際に刑法第四百三十七条ただし書きの解釈として、検察官により偽証、証偽偽造の事実につき公訴提起がなされなかつた場合は、再審請求の道を閉ざしておりますが、これは全く不合理でありますのでこれを改め、検察官により公訴提起がなされなかつた場合にも再審の道を開くことといたしましたものであります。

第七に、不服申し立て期間及び経過措置について所要の規定を設けることといたしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。」

### (9) 日本共産党改正案（一九八四年七月国会提出）

昭和五十九年七月二十日、橋本敦ほか一名の発議により、参議院法務委員会に付託されたもの。

共産党案は、社会党第二次案とほぼ同様であるが、異なる点は、①新証拠の要件を「重大な事実の誤認があるところ疑うに足りる証拠」としたこと（刑法法四三五条）、②再審の無罪の判決が確定したときは、別に法律で定めるところにより、国は再審請求についての費用補償をするものとしたこと（もつとも、これについては刑事補償法の枠組みであるのか、新たに単行法を作るのか不明）などである。

### ○刑事訴訟法の一部を改正する法律（案）<sup>(23)</sup>

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四百三十五条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同条第三号中、「言渡」を「言渡し」に、「誣告」を「ぶ告」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五号中「言渡」を「言渡し」に改め、

同条第六号中「言渡」を「言渡し」に、「明らかな証拠をあらたに」を「重大な事実の誤認があると疑うに足りる証拠を新たに」に改め、同条七号中「但し」を「ただし」に改める。

第四百三十七条ただし書中「但し」を「ただし、公訴の提起がなされた場合において」に改める。

第四百三十八条の次の一条を加える。

第四百三十八条の二 裁判官は、再審の請求があつた事件に関与したときは、当該再審の請求に係る裁判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第四百四十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の弁護人は、弁護士の中から選任しなければならない。

第四百四十条に次の五項を加える。

第三十三条から第三十五条までの規定は、第一項に規定により選任された弁護人について準用する。

再審の請求をした者が貧困その他の理由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を付しなければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りではない。

第三十七条の規定は、再審の請求をした者に弁護人がない場合について準用する。この場合において、同条中「被告人」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項及び第二項の規定は身体の拘束を受けている再審の請求をした者（有罪の言渡しを受けた者の法定代理人又は保佐人が再審の請求をした場合には、再審の請求をした者又は有罪の言渡しを受けた者）について、第

四十条の規定は第一項、第五項又は第六項の規定により選任された弁護士について、それぞれ準用する。

第一項、第五項又は第六項の規定により選任された弁護士は、その再審の請求があつた事件に関する訴訟記録を閲覧し、かつ、謄写することができる。この場合における閲覧の手数料については、別に法律で定める。

第四百四十条の次に次の一条を加える。

第四百四十条の二 裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人の請求により、再審の請求があつた事件に関する訴訟記録の保管者又は当該事件に関する証拠物の所有者、所持者若しくは保管者（次項において「保管者等」という。）に対し、期間を定めて、当該訴訟記録又は証拠物の保存を命ずることができる。

前項の請求について決定をする場合には、保管者等の意見を聴かなければならない。

第一項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判がある」を「裁判が確定する」に改め、同条に次の一項を加える。

再審の請求を受けた裁判所は、決定で、再審の請求についての裁判が確定するまで死刑の執行を停止することができる。

第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、再審の請求の理由について事実の取調べをすることができる。

再審の請求をした者、弁護人又は検察官は、事実の取調べに立会うことができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

裁判所は、事実の取調べに際し、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。

裁判所は、合議体の構成員に事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。再審の請求をした者、弁護人及び検察官は、事実の取調べが終わった後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

第一項及び前項の陳述並びに裁判所内で行う事実の取調べは、公開の法廷で行う。

第四百四十八条第二項中「再審開始」を「死刑以外の刑の言渡しを受けた者について再審開始」に、「刑の執行」を「刑の執行」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

死刑の言渡しを受けた者について再審開始の決定が確定したときは、死刑の執行は、停止される。この場合において、再審開始の決定をした裁判所は、決定で、刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百五十条中、「第四百四十八条第一項」を削り、同条に次の三項を加える。

前項の即時抗告をした者は、その申立ての日から三十日以内に抗告趣意書を原裁判所に差し出さなければならない。原裁判所は、申立てにより、前項の期間を延長することができる。

第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項中「申立書」とあるのは、「抗告趣意書」とする。

第四百五十一条第二項中、「左の」を「次の」に、「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「見込」を「見込み」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に、「見込」を「見込み」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「附しなれば」を「付しなれば」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判官は、前項の事件に関与したときは、同項の審判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第四編中第四百五十三条の次に次の一条を加える。

第四百五十三条の二 再審の無罪の判決が確定したときは、別に法律で定めるところにより、国は、当該事件について再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をするものとする。

#### 附則

1. この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
2. この法律による改正後の刑事訴訟法第四編（第四百五十三条の二を除く。）の規定は、刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二条の規定にかかわらず、刑事訴訟法を改正する法律（昭和二十三年法律百三十一号）の施行前に公訴の提起があつた事件についても適用する。
3. この法律の施行の際現に係属している再審の請求に係る事件の処理に関し必要な事項は、裁判所の規則で定める。
4. 刑事訴訟法施行法の一部を次のように改正する。  
 第十一条第一項中「第五十三条第四項」の下に「又は第四百四十条第八項」を加える。



○法案の趣旨説明（橋本敦議員）<sup>(2)</sup>

「刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

去る七月十一日、松山事件の再審判決で斎藤元被告に対し、無罪の言い渡しがあったことは記憶に新しいところであり、報道によれば、昨日、検察側は控訴を断念いたしましたようで、この検察庁の処置はまことに妥当かつ結構であったと考えるところでございます。ごく最近に限ってみても、免田事件や財田川事件などの再審裁判があり、それぞれ無罪の判決がありました。そしてこれらの事件は、いずれも原審では、死刑が確定していたものであります。従来、我が国では、一度確定した判決を覆すことは、裁判の権威を損ねるものだと、そういった観念が大変強く、そのため再審を請求しても、その開始決定に至るまでが困難をきわめ、再審の門はあかすの門とさえ言われてまいりました。しかし、無実の罪を晴らそうとする関係者の血のにじむような努力と世論の力に押されて、最高裁も一九七五年五月にいわゆる白鳥決定を下し、再審開始の要件の解釈、運用においてようやく若干の弾力性が見られるようになりましたが、まだ決して十分なものとは言えません。

そこでこのような事態を改善し、真摯に無実を主張する者にその証明の機会を与えるためには、法のそのものを改正すべきだとする機運が高まっています。

我が党は、冤罪事件を根絶するためには捜査の方法と態勢の見直し、代用監獄の廃止、一審での審理の充実など、刑事裁判制度の全体に検討を加える必要があると考えておりますが、今回はさしあたり緊急必要な措置として幾つかの改正を提案するものであります。

以下に要点を申し上げます。

第一に、そして最も重要な点でございますが、再審の開始の要件を緩和することであり、第四百三十五条の六

号の無罪を言い渡すべき『明らかな証拠をあらたに発見したとき。』とあるのを無罪を言い渡すべき『重大な事実の誤認がある」と疑うに足りる証拠を新たに発見したとき。』と、こう改めます。

また、誤判の原因となった偽証等を検察官が不起訴処分にした場合でも、確定判決にかわる事実の証明をして再審請求をすることができるようにします。

第二は、死刑の執行及び拘置の停止であります。

死刑確定者について再審請求があったときは、裁判所も死刑の執行を停止することができることとして、さらに再審開始の決定が確定いたしますと、死刑の執行は自動的に停止されることとして、この場合には裁判所は死刑執行のための拘置を停止することができますことといたしました。

これらの改正は、最近の一連の死刑再審事件の経験を十分に考慮したものであります。

第三は、再審請求手続において請求人の権利保障を強化するために幾つかの改正措置をとるものであります。すなわち、再審請求手続において、国選弁護人制度、弁護人の接見交通権及び訴訟記録の閲覧謄写権、訴訟記録及び証拠物の保存命令の請求権、審理の公開制、再審請求理由を陳述して、証拠の証明力を争う機会、事実取り調べの請求権、最終意見の陳述権等々を保障することといたします。

第四は、裁判官の除斥の制度を設けて、前審に関与した裁判官は再審から排除して審理の公正を期すことといたしました。

第五は、検察官の立証及び即時抗告の制限であります。

検察官は再審請求審理におきまして新たな事実の取り調べを請求することができますが、新証拠の証明力を争う機会を与えられるにとどまることにいたします。

また、再審開始の決定に対しては検察官の即時抗告を認めないことといたします。

第六は、再審請求費用の補償であります。

再審無罪判決が確定したときは、国はその再審請求裁判に要した費用を補償することといたします。

最後に、再審請求棄却決定に対する即時抗告の特例、経過措置等について所要の規定を設けることといたします。

以上がこの法律案の趣旨でございます…。」

(10) 日弁連昭和六十年案（一九八五年理事会承認）

昭和五十二年案ののちの、免田、財田川、松山の死刑再審三事件の再審請求および再審公判を通じて提起された改正すべき課題を踏まえ、昭和五十二年案を一部修正したもの。

昭和六十年案が、昭和五十二年案と異なる点は、①記録保存の申立に加えて証拠物の保存及び証拠の保全を規定したこと（四四〇条の二）、②免田、財田川両事件の無罪判決時に検察官が四四二条を拡張解釈して身柄を釈放した例に鑑み、再審請求段階における刑の執行停止について裁判所に加え、検察官の権限としても残すことにしたこと（四四二条）、③再審請求の取下げ時期を明確化したこと（四四三条）、④再審開始の決定があった場合、原確定判決による刑の執行は許されないことを規定したこと（四四八条）、⑤無罪判決を受けた場合、再審請求についても費用補償をおこなうことを規定したこと（一八八条の七）である。

第一、刑事訴訟法の一部を改正する法律<sup>(案)</sup>

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

一、第八十八條の七を次のように改める。

第八十八條の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は当該事件につき再審の請求をした者に対し、その再審請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

② 第八十八條の三の規定は前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であつた者」とあるのは「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。

③ 第一項の規定により補償される費用の範囲については、前条の規定を準用する。ただし、前条中「公判準備及び公判期日に」とあるのは「再審請求に関する意見の陳述及び事実の取調に」と読み替へるものとする。

二、第八十八條の七を第八十八條の八と改め、同条中の「被告人であつた者」の次に「又は再審の請求をした者」を加える。

三、第四百三十五條第六号を次のように改める。

六、有罪の言渡しを受けた者につき免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者につき刑の免除を言い渡し、若しくは原判決において認めた罪より軽い罪を認め、又は原判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。

四、第四百三十七條中「その事実を証明して」を「その事実を証明すべき証拠を提出して」に改め、同条但書を削る。

五、第四百三十八條の次に次の一条を加える。

第四百三十八條之二 再審の請求があつた当該事件に関与した裁判官は、職務の執行から除斥される。但し、

受託裁判官として関与した場合はこの限りではない。

六、第四百四十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

② 再審の請求をした者が貧困その他のために弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附しなければならぬ。但し、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りではない。

七、第四百四十条に第四項及び第五項として次の二項を加える。

④ 第三十九条及び第三百八十七条の規定は、第一項及び第二項により選任された弁護人にこれを準用する。

⑤ 第一項及び第二項により選任された弁護人は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

八、第四百四十条の次に次の一条を加える。

第四百四十条の二 裁判所は、再審請求をしようとする再審請求権者又は弁護人（以下この条において「再審請求権者等」という）から申立があつたときは検察官に対し期間を定めて当該事件の訴訟記録の保存を命じなければならぬ。

② 裁判所は、再審請求権者等から申立があつたときは、当該事件に関する証拠物の所有者、所持者若しくは保管者（以下この条において「所有者等」という）に対し期間を定めてその保存を命ずることができる。

③ 裁判所は、前項の決定をするにあたり所有者等の意見を聴かなければならぬ。

④ 再審請求権者等は当該事件に関し証拠の保全を請求することができる。この場合には刑事訴訟法第七十九条及び第八十条を準用する。

⑤ 第一項、第二項及び前項についてなした決定に対しては申立人又は請求人及び所有者等は即時抗告をすることができ。

九、第四百四十二条を次のように改める。

第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判が確定するまで刑の執行及び拘置を停止することができる。

② 裁判所は、前項但書の規定にかかわらず、申立により又は職権で再審の請求についての裁判が確定するまで決定で、刑の執行及び拘置を停止することができる。

③ 前項の決定に対しては、申立人は即時抗告をすることができる。

一〇、第四百四十三条第一項を次のように改める。

再審の請求は、再審の請求があるまで、これを取り下げることができる。

一一、第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、はじめに、請求人及び弁護人に対して、請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

② 裁判所は、請求人若しくは弁護人の請求により、又は職権で事実の取調をすることができる。

③ 裁判所は、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

④ 請求人及び弁護人並びに検察官は、事実の取調に立会い、その結果について意見を述べることができる。

⑤ 第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする第二項の事実の取調は、公開の法廷で行う。  
一二、第四百四十八条第二項を次のように改める。

② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行及び拘置を停止しなければならない。但し、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、死刑以外の刑の執行及び拘置は停止しないことができる。

一三、第四百五十条中「第四百四十八条第一項」を削り、同条に次の三項を加える。

② 前項の即時抗告の申立て期間は、十四日とする。

③ 第一項の即時抗告の申立理由書は、即時抗告の申立て後三十日以内に提出しなければならない。裁判所は、右期間を延長することができる。

④ 前二項の規定は、第四百二十八条第二項の高等裁判所への異議の申立及び第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。

## 第二、刑事訴訟規則の一部を改正する規則(案)

刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

一、第二百八十三条に次の一項を加える。

② 弁護人は、請求人に代わって前項の手續をすることができる。

二、第二百八十六条を次のように改める。

第二百八十六条 削除

三、第二百八十六条の次に次の一条を加える。

第二百八十六条の二 再審請求についての決定を告知する場合には、告知の期日の一ヶ月前に請求人及び弁護人に通知しなければならない。

(11) 刑事確定訴訟記録法（一九八七年五月国会提出）

確定訴訟記録の保管は、旧刑法法のもとでは検事局が行っていた。現行刑法制定の際には、従来の検事局制度が廃止され、裁判所と検察庁が分離されたことを背景として、裁判所又は検察庁のいずれがこれを保管すべきかが問題となったが、直ちには制定に至らず、本法制定まで、法務省刑事局長通達である「検務関係文書等保存事務暫定要領」によって取り扱われてきた。本法は「刑事確定訴訟記録」の取扱いを法律化したという点で画期的な意義を有する。もともと、保管機関を裁判所ではなく、それに対応する検察庁の検察官としたことについては、批判の声も寄せられた。「刑事確定訴訟記録」以外の証拠の保管・保存等の法律化も今後の課題として残されている。<sup>(26)</sup>

○提案理由（遠藤要國務大臣）<sup>(27)</sup>

「刑事確定訴訟記録法案」につきまして、その提案の趣旨を御説明いたします。

刑事被告事件が終了した後における訴訟の記録の保管等につきましては、検察官等においてこれを行っていると認めておりますが、刑事訴訟法第五十三条第四項が訴訟記録の保管については別に法律でこれを定める旨規定していることにもかんがみ、訴訟の記録の訴訟終結後における適正な管理を図るため、その保管並びに保管期間満了後における再審の手続のための保存及び刑事法制等に関する調査研究の重要な参考資料としての保存について必要な事項を定



め、あわせてその閲覧に関する規定を整備する等の必要があると認められますので、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案の要点は、以下のとおりであります。

その一は、刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が保管することとし、その保管期間については、別表のとおり定めることとしたものであります。

その二は、検察官は、その保管する訴訟の記録（以下「保管記録」という。）について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、職権で、または再審の請求をしようとする者等の請求により、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存することとしたものであります。

その三は、保管記録について、その閲覧に関する手続を定めるとともに、刑事訴訟法第五十三条第二項の閲覧制限事由を具体化するなどし、あわせて、再審保存記録について、その閲覧に関する手続を定めることとしたものであります。

その四は、保管記録について再審保存記録として保存することを請求した者または保管記録もしくは再審保存記録の閲覧の請求をした者であつて、検察官の保存または閲覧に関する処分不服のあるものは、裁判所にその処分の取り消しまたは変更を請求することができることとし、その手続は、刑事訴訟法第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取り消し等の請求に係る手続の例によることとしたものであります。

その五は、法務大臣は、保管記録または再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間または保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保

存することとともに、学術研究等のため必要があると認める場合には、これを閲覧させることができることとしたものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。」

(12) 日弁連平成三年案（一九九一年理事会承認）<sup>(28)</sup>

昭和六十年案からの主要な修正点は、①刑訴法四三五条六号の再審事由を日本社会党の改正案と一致させたこと、②裁判官の除斥規定（忌避も追加）などであり、「この修正案は、日弁連のこれまでの作業の集大成であり、今後、よほど大きな事態の変化がないかぎり、これが確定案である」とされる。<sup>(29)</sup>

第一、刑事訴訟法の一部を改正する法律（案）

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

一、第百八十八条の七を次のように改める。

第百八十八条の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は当該事件につき再審の請求をした者に対し、その再審請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

② 第百八十八条の三の規定は前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であつた者」とあるのは「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。

- ③ 第一項の規定により補償される費用の範囲については、再審事由に該当する証拠または証明資料を裁判所に提出するために要した費用を含むものとするほか、前条の規定を準用する。ただし、前条中「公判準備及び公判期日に」とあるのは「再審請求に関する意見の陳述及び事実の取調に」と読み替えるものとする。
- 二、第百八十八条の七を第百八十八条の八と改め、同条中の「被告人であった者」の次に「又は再審の請求をした者」を加える。
- 三、第百三十五条第六号中「明らかな証拠」を「事実誤認があると疑うに足りる証拠」に改める。
- 四、第百三十七条但書中「但し、」のあとに、「公訴の提起がなされた場合において、」を加える。
- 五、第百三十八条の次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二 第一編第二章の規定は、再審の請求及び審判についてこれを準用する。
- ② 前項において準用するこの法律の規定中「被告人」とあるのは、「請求人又は被告人」と、第二十條第七号中「前審の裁判」とあるのは、「当該再審の請求に係る事件の裁判」と、同号但書中「受託裁判官」とあるのは「最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官」と読み替えるものとする。
- 六、第四百四十条中「第二項」を「第三項」とし、「前項」を「前二項」に改め、第二項及び第四項として次の各項を加える。
  - ② 再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附しなければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りではない。
- ④ 第三十三條、第三十四條、第三十九條、第四十一條及び第三百八十七條の規定は、第一項及び第二項により

選任された弁護人にこれを準用する。

七、第四百四十二条但書中「刑の執行」の次に「及び拘置」を加え、第二項として次の項を加える。

② 裁判所は、請求により又は職権で再審の請求についての裁判が確定するまで決定で刑の執行及び拘置を停止することができる。

八、第四百四十三条第一項を次のように改める。

再審の請求は、再審の請求についての裁判があるまで、これを取り下げることができる。

九、第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

② 裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で事実の取調をすることができる。

③ 再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官は、事実の取調に立会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。

④ 裁判所は、事実の取調に際し、検察官に対し、新たな証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。

⑤ 裁判所は、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

⑥ 再審の請求をした者及び弁護士並びに検察官は、事実の取調べが終わった後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

⑦ 第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする事実の取調べは、公開の法廷で行う。

一〇、第四百四十八条第二項を次のように改める。

② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行及び拘置を停止しなければならない。ただし、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、死刑以外の刑の執行及び拘置は停止しないことができる。

一一、第四百五十条中「第四百四十八条第一項」を削り、同条に次の四項を加える。

② 前項の即時抗告の提起期間は、十四日とする。

③ 第一項の即時抗告について、抗告申立人は、抗告趣意書を即時抗告の提起後三十日以内に差し出さなければならない。原裁判所は、右期間を延長することができる。

④ 第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項の「申立書」とあるのを「抗告趣意書」と読み替える。

⑤ 前三項の規定は、第四百二十八条第二項の異議の申立及び第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。

## 第二、刑事訴訟規則の一部を改正する規則（案）

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

一、第二百八十六条を次のように改める。

## 第二百八十六条 削除

二、第二百八十六条の次に次の一条を加える。

第二百八十六条の二、再審請求についての決定を告知する場合には、告知の期日の三十日前に請求人及び弁護人に通知しなければならない。

## 第三、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律(案)

刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二四九号)の一部を次のように改正する。

一、第三条の二を次のように改める。

同条中の「第四百十八条(判決の確定)」の次に「第四百二十八条二項(異議の申立)」を加える。

## (13) 刑事補償法の一部を改正する法律案(一九九二年国会提出)

「少年の保護事件に係る補償に関する法律案」と合わせて審議されたもの。刑事補償額の上限の算定方法は以下の通り。補償額の下限は責任無能力による無罪の場合等を考慮して一〇〇〇円に据え置かれた。この下限額については、憲法四十条は単に「無罪の裁判」としているに過ぎないので、昭和五十五年改正以降一〇〇〇円に据え置いていることは憲法違反の疑いがあるとの指摘もある。<sup>④)</sup>

## ○提案趣旨(田原隆國務大臣)

「刑事補償法の一部を改正する法律案」について、提案の趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金額は、無罪等の裁判を受けた者が未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身

体の自由の拘束を受けていた場合については、拘束一日につき千円以上九千四百円以下とされ、また、死刑の執行を受けた場合には、本人の死亡によって生じた財産上の損失額として証明された額に二千五百万円を加算した額の範囲内とされており、最近における経済事情にかんがみ、これらの額を引き上げることが相当と認められますので、右の『九千四百円』を『二万二千五百円』に、『二千五百万円』を『三千万円』に引き上げ、補償の改善を図らうとするものであります。<sup>(4)</sup>

○濱邦久刑事局長（五月十五日の答弁）

「そもそもの基本的な考え方といたしましては、刑事補償は、一般の国家賠償とは異なりまして、公権力行使の違法性あるいは国家機関の故意過失というものを要件としないで、簡易迅速に、言うなれば定型化された標準的な金額の補償を行おうとする制度であるわけでございます。

したがって、もとより無罪の裁判を受けた者がこうむった全損害を補てんしようとするものではないことは申すまでもないわけでございます。したがって、法定の補償日額の範囲では償われない損害が残ることは考えられるわけですが、そのような場合には、国家賠償請求という別の方法で損害を補てんすることを考えざるを得ないのではないかと考えているわけでございます。<sup>(5)</sup>

(14) 死刑再審無罪者年金支給特例法（二〇一二年六月国会提出）

死刑再審無罪者の現状に鑑み、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五派が共同提案したものである。正式名称は「死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案」。

○刑事補償額の算出方法<sup>(33)</sup>

改定年月日	下限	上限	死刑執行
昭和 25 年 (制定時)	200 円	400 円	50 万円以内
昭和 55 年 5 月 7 日	1000 円	4800 円	2000 万円以内
昭和 57 年 8 月 10 日	1000 円	7200 円	
昭和 63 年 5 月 17 日	1000 円	9400 円	2500 万円以内
平成 4 年 6 月 26 日	1000 円	12500 円	3000 万円以内

\* 昭和 55 年以降の改正に限った。

<昭和 63 年改正>

	昭和25年 (制定時)	昭和63年	制定時との比較
賃金 (常用労働者一日平均現金給与額)	404 円 (指数 100)	15977 円	3954.7 (a)
物価 (消費者物価指数・全国)	指数 100		727.6 (b)
賃金と物価指数の平均 (a + b) ÷ 2			2341.2 (c)
上限	400 円	400 × c ÷ 100 = 9364 円	
下限	200 円	200 × c ÷ 100 = 4682 円	※ 1000 円に据置き

\* (算定方法) 賃金と物価を制定時と比較して平均をとった値と、制定時の刑事補償額を掛けあわせたもの

<平成 4 年改正>

	昭和25年 (制定時)	平成 4 年	制定時との比較
賃金 (勤労者賃金一日平均現金給与額)	323 円 (指数 100)	11571 円	3582.4 (a)
物価 (消費者物価指数・全国)	指数 100		783.3 (b)
賃金と物価指数の平均 (a + b) ÷ 2			2182.8 (c)
制定時の上限 400 円のうち、逸失利益部分を 271 円、慰謝料部分を 129 円と算定			
上限の逸失利益部分	271 円	271 × a ÷ 100 = 9708 円	(d)
上限の慰謝料部分	129 円	129 × c ÷ 100 = 2815 円	(e)
上限		d + e = 12523 円 (12500 円)	

\* 「勤労者賃金」とは常用労働者だけでなく、公務員等を含めた全労働者の賃金

\* 下限は 1000 円に据え置き

\* (算定方法) 制定時の上限 400 円のうち、逸失利益部分と慰謝料部分に分けて、前者には単純に賃金の上昇率を、後者には賃金と物価を制定時と比較して平均をとった値を掛けあわせ、合算したもの。



○提案理由（田嶋委員）<sup>21</sup>

「提出者を代表いたしましたして、本起草案の趣旨及び内容について御説明を申し上げます。

死刑確定者は、仮釈放もなく、再審により無罪となるといった極めて例外的な場合を除いて社会に復帰する余地がないことから、国民年金の保険料を納付し、あるいは免除申請の手續をとるインセンティブを持ち得ません。このため、こうした納付等の手續を行わないこともやむを得ないと認められますが、死刑確定者が再審で無罪となつて、死刑という究極の刑罰を科されたことについて無実であることが判明した場合であっても、納付等の手續を行つていなければ、老後の所得保障の支柱である年金給付が受けられないこととなります。再審で無罪となつた者にこのような不利益を負わせることは酷であり、国家により特別に救済する必要があるとあります。

そこで、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言い渡しを受けてその判決が確定した死刑再審無罪者について、国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めるべく、本起草案を提出するものであります。

次に、本起草案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、死刑再審無罪者は、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間における国民年金の保険料を、無罪判決確定日から起算して一年を経過する日までの間に一括して納付することができるものとしております。

第二に、保険料が納付された場合には、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となつた者に対し、当該者の請求により、当該者に係る保険料が納付されたものとみなして無罪判決確定日の属する月までに支給されるべき老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給するものとしております。

第三に、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしておりませう。

なお、この法律の施行日前に死刑再審無罪者となつた者についても同様にこの特例を適用するものとしておりませう。また、政府は、矯正施設に収容中の者に對し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に關し、必要な指導を行うものとしておりませう。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。」

### 3. 刑事再審法案の比較対照表

現行刑訴法	第二次社会党案	日弁連案（平成3年案）
	<p>一八八条の七</p> <p>【再審請求の費用補償】</p> <p>① 再審の無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件について再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。</p> <p>② 第百八十八条の三の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であつた者」とあるのは「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。</p>	<p>一八八条の七</p> <p>【再審請求の費用補償】</p> <p>① 再審の無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件につき再審の請求をした者に対し、その再審請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。</p> <p>② 第百八十八条の三の規定は前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であつた者」とあるのは「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。</p>

現行刑訴法		第二次社会党案	日弁連案(平成3年案)
<p>一八八条の七【刑事補償法の例】 補償の請求その他補償に関する手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又は被告人であった者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第一条に規定する補償の例による。</p> <p>四三五条【再審を許す判決・再審の理由】 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。 一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。 二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。</p>	<p>一八八条の八【刑事補償法の例】 補償の請求その他補償に関する手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人若しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第一条に規定する補償の例による。</p> <p>四三五条【再審を許す判決・再審の理由】 再審の請求は、次の場合において、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡しを受けた者の利益のために、これを行うことができる。 一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。 二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。</p>	<p>③ 第一項の規定により補償される費用の範囲については、前条の規定の例による。</p>	<p>③ 第一項の規定により補償される費用の範囲については、再審事由に該当する証拠または証明資料を裁判所に提出するために要した費用を含むものとするほか、前条の規定を準用する。ただし、前条中「公判準備及び公判期日に」とあるのは「再審請求に関する意見の陳述及び事実の取調に」と読み替へるものとする。</p> <p>一八八条の八【刑事補償法の準用】 補償の請求その他補償に関する手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人若しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第一条に規定する補償の例による。</p> <p>四三五条【再審を許す判決・再審の理由】</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>

現行刑訴法	第二次社会党案	日弁連案(平成3年案)
<p>三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。</p> <p>四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。</p> <p>五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。</p> <p>六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めたる罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。</p> <p>七 原判決に關与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に關与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、檢察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に關する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。</p> <p>四三六条(同前)</p> <p>① 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。</p>	<p>三 有罪の言渡しを受けた者をお告した罪が確定判決により証明されたとき。ただし、誣告により有罪の言渡しを受けたときに限る。</p> <p>四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。</p> <p>五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡しをした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。</p> <p>六 有罪の言渡しを受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡しを受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めたる罪より軽い罪を認めるべき事実の誤認があると疑うに足りる証拠を新たに発見したとき。</p> <p>七 原判決に關与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に關与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、檢察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に關する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。ただし、原判決をする前に裁判官、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。</p>	<p>六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めたる罪より軽い罪を認めるべき事実誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。</p> <p>(現行通り)</p>

<p>現行刑訴法</p> <p>一 前条第一号又は第二号に規定する事由があるとき。</p> <p>二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七号に規定する事由があるとき。</p> <p>② 第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。</p> <p>③ 第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。</p>	<p>第二次社会党案</p> <p>(現行通り)</p>	<p>日弁連案(平成3年案)</p> <p>(現行通り)</p>
<p>四三七条【確定判決に代わる証明】</p> <p>前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。</p>	<p>四三七条【確定判決に代わる証明】</p> <p>前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。ただし、公訴の提起がなされた場合において、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。</p>	<p>四三七条【確定判決に代わる証明】</p> <p>前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、公訴の提起がなされた場合において、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。</p>
<p>四三八条【管轄】</p> <p>再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。</p>	<p>(現行通り)</p>	<p>(現行通り)</p>

現行刑訴法	第二次社会党案	日弁連案(平成3年案)
<p>四三九条【再審請求者】</p> <p>① 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。</p> <p>一 検察官</p> <p>二 有罪の言渡を受けた者</p> <p>三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び佐人</p> <p>四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹</p> <p>② 第四百三十五条第七号又は第四百三十六条第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれを行うことができない。</p>	<p>四三八条の二【裁判官の除斥】</p> <p>裁判官は、再審の請求があつた事件に関与したときは、当該再審の請求に係る裁判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。</p> <p>(現行通り)</p>	<p>四三八条の二【裁判所職員の除斥及び忌避】</p> <p>① 第一編第二章の規定は、再審の請求及び審判についてこれを準用する。</p> <p>② 前項において準用するこの法律の規定中「被告人」とあるのは、「請求人又は被告人」と、第二十条第七号中「前審の裁判」とあるのは、「当該再審の請求に係る事件の裁判」と、同号但書中「受託裁判官」とあるのは、「最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官」と読み替へるものとする。</p> <p>(現行通り)</p>

	現行刑法	第二次社会党案	日弁連案(平成3年案)
	<p>① 検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。</p> <p>② 前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。</p>	<p>① 検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。</p> <p>② 前項の弁護人は、弁護士の中から選任しなければならぬ。</p> <p>③ 第一項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。</p> <p>④ 第三十三条から第三十五条までの規定は、第一項の規定により選任された弁護人について準用する。</p> <p>⑤ 再審の請求をした者が貧困その他の理由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附しなればならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りではない。</p> <p>⑥ 第三十七条の規定は、再審の請求をした者に弁護人がない場合について準用する。この場合において、同条中「被告人」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替えるものとする。</p> <p>⑦ 第三十九条第一項及び第二項の規定は身体の拘束を受けている再審の請求をした者(有罪の言渡しを受けた者の法定代理人又は保佐人が再審の請求をした場合には、再審の請求をした者又は有罪の言渡しを受けた者)について、第四十条の規定は第一項、第五項又は第六項の規定により選任された弁護人について、それぞれ準用する。</p>	<p>① 検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。</p> <p>② 再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附しなればならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りではない。</p> <p>③ 前二項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。</p> <p>④ 第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条及び第三百八十七条の規定は、第一項及び第二項により選任された弁護人にこれを準用する。</p>

<p>現行刑訴法</p>	<p>第二次社会党案</p>	<p>日弁連案（平成3年案）</p>
<p>四四一条【再審請求の時期】 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになつたときでも、これを行うことができる。</p>	<p>⑧ 第一項、第五項又は第六項の規定により選任された弁護士は、その再審の請求があつた事件に関する訴訟記録を閲覧し、かつ、謄写することができる。この場合における閲覧の手数料については、別に法律で定める。</p> <p>四四〇条の二【記録の保存】 ① 裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人の請求により、再審の請求があつた事件に関する訴訟記録の保管者又は当該事件に関する証拠物の所有者、所持者若しくは保管者（次項において「保管者等」という。）に対し、期間を定めて、当該訴訟記録又は証拠物の保存を命ずることができる。 ② 前項の請求について決定をする場合には、保管者等の意見を聴かなければならない。 ③ 第一項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（現行通り）</p>	<p>① 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。ただし、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行及び拘留を停止することができる。</p> <p>② 裁判所は、請求により又は職権で再審の請求についての裁判が確定するまで決定で刑の執行及び拘留を停止することができる。</p> <p>（現行通り）</p>
<p>四四二条【執行停止の効力】 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。</p>	<p>四四二条【執行停止の効力】 ① 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。ただし、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判が確定するまで刑の執行を停止することができる。 ② 再審の請求を受けた裁判所は、決定で、再審の請求についての裁判が確定するまで死刑の執行を停止することができる。</p>	<p>四四二条【執行停止の効力】 ① 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行及び拘留を停止することができる。</p> <p>② 裁判所は、請求により又は職権で再審の請求についての裁判が確定するまで決定で刑の執行及び拘留を停止することができる。</p>



現行刑訴法	第二次社会党案	日弁連案(平成3年案)
<p>四四三条【再審請求の取下げ】</p> <p>① 再審の請求は、これを取り下げることができる。</p> <p>② 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。</p> <p>四四四条【刑事施設にいる被告人に関する特別】</p> <p>第三百六十六条の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。</p> <p>四四五条【事実の取調べ】</p> <p>再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</p>	<p>(現行通り)</p> <p>四四五条【再審請求と事実の取調べ】</p> <p>① 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならぬ。</p> <p>② 裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、再審の請求の理由について事実の取調べをすることができらる。</p> <p>③ 再審の請求をした者、弁護人又は検察官は、事実の取調べに立会うことができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。</p> <p>④ 裁判所は、事実の取調べに際し、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適當な機会を与えなければならない。</p>	<p>(現行通り)</p> <p>四四三条【再審請求の取下げ】</p> <p>① 再審の請求は、再審の請求についての裁判があるまで、これを取り下げることができる。</p> <p>② 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。</p> <p>四四五条【再審請求と事実の取調べ】</p> <p>① 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならぬ。</p> <p>② 裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で事実の取調べをすることができらる。</p> <p>③ 再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官は、事実の取調べに立会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。</p> <p>④ 裁判所は、事実の取調べに際し、検察官に対し、新たな証拠の証明力を争うために必要とする適當な機会を与えなければならない。</p>

現行刑訴法	第二次社会党案	日弁連案（平成3年案）
<p>四四六条【請求棄却の決定】 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。</p> <p>四四七条【同前】 ① 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。 ② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。</p> <p>四四八条【再審開始の決定】 ① 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。</p>	<p>⑤ 裁判所は、合議体の構成員に事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</p> <p>⑥ 再審の請求をした者、弁護人及び検察官は、事実の取調べが終わつた後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。</p> <p>⑦ 第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする事実の取調べは、公開の法廷で行う。</p> <p>（現行通り）</p>	<p>⑤ 裁判所は、合議体の構成員に事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</p> <p>⑥ 再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官は、事実が終わつた後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。</p> <p>⑦ 第一項及び前項の陳述並びに裁判所内でする第二項の事実の取調べは、公開の法廷で行う。</p> <p>（現行通り）</p>
<p>① 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。</p>	<p>四四八条【再審開始の決定】 ① 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。</p> <p>（現行通り）</p>	<p>四四八条【再審開始の決定】 ① 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。</p> <p>（現行通り）</p>

現行刑訴法		第二次社会党案		日弁連案(平成3年案)		
<p>② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。</p>	<p>① 控訴を棄却した確定判決とその判決によって確定した第一審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。</p> <p>② 第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。</p>	<p>② 死刑の言渡しを受けた者について再審開始の決定が確定したときは、死刑の執行は、停止される。この場合において、再審開始の決定をした裁判所は、決定で、刑法第十一条第二項の規定による拘留を停止することができる。</p> <p>③ 死刑以外の刑の言渡しを受けた者について再審開始の決定をしたときは、決定で、刑の執行を停止することができる。</p>	<p>② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行及び拘留を停止しなければならない。ただし、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてののみなされたときは、死刑以外の刑の執行及び拘留は停止しないことができる。</p>	<p>四五〇条【即時抗告】 第四百四十六條、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項又は前條第二項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p>	<p>四五〇条【即時抗告】 ① 第四百四十六條、第四百四十七條第一項又は前條第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p>	<p>四五〇条【即時抗告】 ① 第四百四十六條、第四百四十七條第一項又は前條第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p>

現行刑訴法		第二次社会党案	日弁連案（平成3年案）
<p>四五一条【再審の審判】</p> <p>① 裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九条の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならぬ。</p> <p>② 左の場合には、第三百十四条第一項本文及び第三百三十九条第一項第四号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。</p> <p>一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。</p> <p>二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。</p> <p>③ 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。</p>	<p>四五一条【再審の審判】</p> <p>① 裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九条の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならぬ。</p> <p>② 裁判官は、前項の事件に関与したときは、同項の審判について職務の執行から除斥される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。</p> <p>③ 次の場合には、第三百十四条第一項本文及び第三百三十九条第一項第四号の規定は、別一項の審判にこれを適用しない。</p> <p>一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。</p>	<p>② 前項の即時抗告をした者は、その申立ての日から三十日以内に抗告趣意書を原裁判所に差し出さなければならぬ。</p> <p>③ 原裁判所は、申立てにより、前項の期間を延長することができる。</p> <p>④ 第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項中「申立書」とあるのは、「抗告趣意書」とする。</p>	<p>② 前項の即時抗告の提起期間は、十四日とする。</p> <p>③ 第一項の即時抗告について、抗告申立人は、抗告趣意書を即時抗告の提起後三十日以内に差し出さなければならぬ。原裁判所は、右期間を延長することができる。</p> <p>④ 第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項の「申立書」とあるのを「抗告趣意書」と読み替える。</p> <p>⑤ 前三項の規定は、第四百二十八条第二項の異議の申立及び第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。</p>

(現行通り)

日本における刑事再審法制改革の動き

<p>④ 第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならぬ。</p>	<p>第二次社会党案</p> <p>④ 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。</p> <p>⑤ 第三項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を付しなければならぬ。</p>	<p>日弁連案(平成3年案)</p> <p>(現行通り)</p>
<p>四五二条【不利益変更の禁止】 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。</p> <p>四五三条【無罪判決の公示】 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。</p>	<p>(現行通り)</p> <p>(現行通り)</p>	<p>(現行通り)</p> <p>(現行通り)</p>
<p>二八六条 再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならない。</p>	<p>第二次社会党案</p>	<p>日弁連案(平成3年案) 二八六条【意見の聴取】削除</p>
<p>い。</p>	<p>現行刑事訴訟規則</p>	<p>二八六条の二【再審請求の決定告知の通知】 再審請求についての決定を告知する場合には、告知の期日の三十日前に請求人及び弁護人に通知しなければならない。</p>

刑事訴訟法施行法	第二次社会党案	日弁連案(平成3年案)
<p>三条の二                      第二条の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの(応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。)の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八条から第三百七十一条まで(上訴費用の補償)、第四百五条(上告理由)、第四百六条(上告審としての事件受理)、第四百八条(書面審理)、第四百九条(被告人の召喚不要)、第四百十条及び第四百十一条(破棄の判決)、第四百十五条から第四百十七条まで(訂正の判決)、第四百十八条(判決の確定)並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条(上訴の提起期間)及び第三百七十六条(上訴趣意書)の規定を適用する。</p>	<p>第十一条第一項中「第五十三条第四項」の下に「又は第四百四十条第八項」を加える。</p>	<p>三条の二【旧法を適用する事件】                      第二条の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの(応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。)の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八条から第三百七十一条まで(上訴費用の補償)、第四百五条(上告理由)、第四百六条(上告審としての事件受理)、第四百八条(書面審理)、第四百九条(被告人の召喚不要)、第四百十条及び第四百十一条(破棄の判決)、第四百十五条から第四百十七条まで(訂正の判決)、第四百十八条(判決の確定)、第四百二十八条二項(異議の申立)並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条(上訴の提起期間)及び第三百七十六条(上訴趣意書)の規定を適用する。</p>

【付記】本資料は、二〇一六年三月九日の九州再審弁護士連絡会のために作成した資料に加筆・修正を加えたものである。

- (1) たとえば、川崎英明『刑事再審と証拠構造論の展開』(二〇〇三年)など参照。
- (2) たとえば、日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』(一九九八年)など参照。「再審法改正実行委員会十一年の活動」自正四十三巻六号(一九九二年)一〇五頁によれば、一九八一年に発足し、活動を続けてきた再審法改正実行委員会は一九九二年三月末日限りで廃止となり、これまでの活動は同年四月一日からは刑事弁護センターと人権擁護委員会第一部に引き継がれることになったとされる。
- (3) この点については、実務家と共同研究した成果を後日公刊する予定である。
- (4) 井上正仁ほか編著『刑事訴訟法制定資料全集・昭和刑事訴訟法編』(二〇一三年)〔資料四一(二二、二五、二九)〕参照。
- (5) 法務府検務局『新刑事訴訟法制定資料』(二) (一九五二年・検察資料二(二八号)参照。
- (6) 法務府検務局・前掲『新刑事訴訟法制定資料』(二) 一一〇頁以下参照。
- (7) 竹澤哲夫「日弁連と刑事再審のあゆみ―その歴史と問題の所在―」自正二八巻四号(一九七七年)三八頁。後藤信夫「再審の壁と法改正の必要性」自正一九巻一〇号(一九六八年)九頁以下なども参照。
- (8) 「刑事訴訟法における再審規定改正要綱並びに同理由書」自正二三巻八号(一九六二年)四二頁以下。  
昭和三十七年改正要綱については、前掲「刑事訴訟法における再審規定改正要綱並びに同理由書」参照。
- (9) 昭和三十七年改正要綱については、前掲「刑事訴訟法における再審規定改正要綱並びに同理由書」参照。
- (10) 竹澤・前掲論文三八頁。
- (11) 圓山田作「再審制度の改正について―人権擁護の観点から―」自正一四巻五号(一九六三年)一三三頁以下。
- (12) 臨時特例法案については、神近市子「死刑確定者再審特例法案について」法時四〇巻一〇号(一九六八年)一〇六頁以下、安倍治夫「再審臨時特例法案のねらいとその比較法的意義」自正一九巻一〇号(一九六八年)三三三頁以下など参照。
- (13) 安倍治夫・前掲「再審特例法案のねらいとその比較法的意義」三四・三五頁。

- (14) 第五十八回国会衆議院法務委員会議事録二十一号(昭和四十三年四月一六日)六頁以下。
- (15) 団藤重光「現代社会における判例の任務」法教四十二号(一九八四年)九・一〇頁。
- (16) 第七十七回国会衆議院法務委員会議事録二号(昭和五十一年三月二十二日)二頁以下。
- (17) 「日弁連再審法改正案」刑事再審に関する刑事訴訟法(第四編再審)ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」自正二八卷四号(一九七七年)八三頁以下、「同」法時四九卷三号(一九七七年)八六頁参照。
- (18) 「刑事再審の現状と立法問題」法時五十一卷十一号(一九七九年)二三頁(日本社会党・岡田和郎発言)。
- (19) 社会党第一次改正案については、法時五十一卷十一号(一九七九年)七七頁以下参照。
- (20) 第八十七回国会衆議院法務委員会議事録第十号(昭和五十四年四月二十七日)一四頁。
- (21) 第一〇一回国会参議院法務委員会議事録第七号(昭和五十九年五月十五日)一八頁以下。
- (22) 第一〇一回国会参議院法務委員会議事録第八号(昭和五十九年五月十七日)一頁以下。
- (23) 第一〇一回国会参議院法務委員会議事録第九号(昭和五十九年七月二十六日)四六頁以下。
- (24) 第一〇一回国会参議院法務委員会議事録第九号(昭和五十九年五月二十六日)三三頁。
- (25) 日弁連昭和六〇年案(改正意見書)については「刑事再審に関する刑事訴訟法(第四編再審)ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」自正三七卷二号(一九八六年)一一四頁以下。
- (26) 福島至ほか「コンメンタール刑事確定訴訟記録法」(一九九九年)、竹澤哲夫「刑事確定記録法案について」ジュリハ八六号(一九八七年)七二頁以下など参照。
- (27) 第一〇八回参議院法務委員会議事録二号(昭和六十二年五月十四日)四頁。
- (28) 日弁連平成三年案(改正意見書)については「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」自正四三卷一号(一九九二年)七五頁以下。
- (29) 「再審法改正実行委員会一年の活動」自正四三卷六号(一九九二年)一一四頁。
- (30) 鳴谷潤「これからの冤罪補償を考える」立法と調査二七〇号(二〇〇七年)七一頁。
- (31) 第一二三回衆議院法務委員会會議録一〇号(平成四年五月十二日)一頁。



- (32) 第一二三回衆議院法務委員会会議録一―号(平成四年五月十五日) 一三頁。
- (33) 鳴谷潤・前掲「これからの冤罪補償を考える」参照。
- (34) 第一八三回衆議院法務委員会会議録十六号(平成二十五年六月七日) 二九四頁以下。

